監獄協會雜誌

第貳拾九卷
第十二號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可　監獄協會雜誌第貳拾九卷第十一號（大正五年十一月二十日發行毎月一回二十日發行）

明治二十一年五月創刊毎月一回二十日發行　（大正五年十二月二十日發行）

監獄協會雜誌第二十九卷第十二號目次

○論　說……（一頁）
○松室司法大臣訓示演說
○歲晩之辭
○講　演……（九頁）
○價値ある生活……東京高等師範學校々長　嘉納治五郎
○譚　叢……（二〇頁）
○十有三年……北島眞吉
○新談舊話……（二四頁）
○歲末多事……霸氣寄席……淡み世界……
陪審制度……不言優言……焦心大禁……
廣告數種……心中心理……法聲散史
○小引……萬能主義を打破すること……意思の疏通を計ること……獄舍の建造……革聲眞逸
しむること……
○統　計……（三〇頁）
○大正五年十月中入出監竝月末在監人員表外三表
○雜　纂……（三八頁）
○予は看守諸君と語る……有馬四郎助
○歲末と犯罪の影響○紐育洲の典獄が余に語つた實驗○活動寫眞の推感力に就て○高等遊民
○寄　書……（四四頁）
○讀んだ書籍と觀た活動映畫の惡化に因りて
犯罪せる一例……小田原分監報告
○通　信……（四七頁）
○廣島だより
○十勝監獄入佛式
○保　護……（四八頁）
○群馬縣佛教聯合保護會評議員會狀況
○免囚の模範
○彙　報……（五二頁）
○叙　任……（五四頁）
○會　報……（五五頁）
○監獄協會々報
○茶話會○典獄會議○總會○贈與金
○輔成會々報
○其後の加盟保護會○保護會の改稱及移轉○會報の發行
○公　文
○谷田監獄局長免囚保護に關する講演頒布の件
○新刊豫告

監獄協會雜誌第貳拾九卷第拾貳號

論　說

松室司法大臣訓示演述要領（大正五年十一月二十日典獄會同席上に於て）

本大臣就任の初に於て茲に各位を會同し獄政に關する所見を陳ぶるは洵に欣幸とする所なり

夫れ監獄は刑事手續の實行を確保し刑罰の內容を實現する機關にして刑事の訴訟は監獄の機關を藉るに非ざれば其目的を達すること能はず刑事裁判の實績は監獄に於ける施設の當否に依て定まるものとす是故に監獄の管理を失し戒護檢束全きを得ざらん歟司法官の審理如何に敏活周到なるも未だ以て事案の眞相を證明するに足らず若又監獄の行刑其途を誤り感化懲戒機宜に適せざらん歟裁判所の判決如何に嚴明精確なるも終に科刑の本旨を貫徹すること能はざるのみな

らず反て國法の威信を傷け犯罪の勢氣を助長するの結果を見るに至る則ち監獄事業の消長は刑事政策の業績に至大の影響を及ぼすべきを以て刑政を振作し犯罪防遏の效用を暢舒せんと欲せば必ずや監獄の施設を完成し行刑の適實を企圖せざるべからず本大臣は夙に此に見る所あり而して今や獄政董督の任に就く將來銳意勵精各位と共に斯業の發展に努力せんことを期す

最近數年間獄務に關する時事の中最も注目すべきものは在監人の減少なりとす試に監獄統計に就て之を見るに改正刑法の實施後在監人員頓に增加し明治四十三年度に於ては一日平均在監人員七萬二千有餘人を算せしが爾來漸次減少の趨勢を示し明治四十四年度に於ては七萬一千餘人大正元年度に於ては六萬六千餘人二年度に於ては六萬三千餘人三年度に於ては五萬八千餘人となり昨大正四年度に於ては更に下て五萬六千餘人となれり

斯の如く在監人の減少を見るに至りしは如何なる事由に基く乎監獄の行刑宜きに適ひ感化懲戒の效實際に現はれ累犯者の數漸次減少したるが爲なる乎果して然れば本大臣は獄政の爲め大に其成功を祝すべきも仔細に在監人減少の由て來

る所を討尋すれば其原由主として司法官の裁量と恩赦の降下に存するものの如し顧近我司法官は多年の經驗と時勢の必要に鑑み一面に於ては廣く起訴猶豫を行ひ已むことを得ざる場合の外起訴の手續を爲さず且つ成るべく未決勾留を避け保釋責付の處分を寬にすると共に他の一面に於ては執行猶豫罰金の選擇竝に刑期の量定に特別の意を用ゐたり又大正元年以後國家吉凶の典あるに際し恩赦の行はるゝこと三回に及び之れが爲め或は特赦の恩光に浴し或は減刑の惠澤を蒙り刑期の滿了に先ちて出監せし者數萬の多きに上れり是實に在監人減少の主要なる原由なり而して累犯受刑者は曾て其率を低減せざるのみならず逐年增加の傾向あり即ち統計の示す所に依れば新受刑入監者の累犯歩合は大正元年度に於て三割二分九厘なりしに二年度に於ては三割三分四厘となり三年度に於ては三割七分九厘に上り四年度に於ては三割九分五厘となれり又年度末現在受刑者の累犯率は大正元年に於て六割二厘なりしに逐年遞加し大正四年度に於ては六割二分二厘に增進せり惟ふに犯罪の原因は複雜多樣にして其關係する所錯綜究りなきが故に累犯率の增減のみに據りて監獄行刑の當否を論じ其功過を判定す

ることを得ず殊に累犯の增率は現今文明諸國に於ける共通の事相なれば本大臣は是を以て直に我獄政の不振を斷言するものに非ずと雖も監獄に於ける行刑方法眞に適切なれば罪囚感化の效從て擧り罪囚感化の效正に確實なれば累犯減少の事蹟自ら之に伴ふべきは當然の期程なるに事之に反し却て累犯の增率を實現せるは何故ぞや行刑の方法に於て未だ盡さゞるものあり罪囚感化の效果に於て尙ほ十分ならざるものあればなり司獄の職に在る者深く想を此に致し惕然として自省する所なかるべからず

以上本大臣は在監人減少の事由竝に累犯率昂進の趨勢を述べ獄政の前途尙ほ開發の餘地少からざる所以を說示したり更に個々の監獄行政に就て之を觀れば其施爲は各位の熱心なる經營に依り近年著しく改良の實を擧げ監獄の構造設備を始め戒護檢束作業用度敎育敎誨衞生醫療より免囚保護に至る迄何れも其面目を一新したるは本大臣の最も喜ぶ所なり但最近我監獄に於て發生せる不祥の事故一にして足らず或は監獄吏員にして犯罪の爲め檢擧せられたるものあり或は在監中の被告人互に通同して證據の湮滅を謀りたるものあり或は多囚脅謀て破獄

逃走を遂げたるものあり其他失火殺傷等今仍ほ其跡を絕たざるは洵に遺憾に堪へず思ふに此種の事故たる監獄管理の上に於ては到底其絕無を必し能はざる事情の存するあるべしと雖も各位は常に既往の失態に鑑み將來の設備に攻へ吏員の簡選を愼み規律の振肅に勉め以て獄務の暢達を圖られんことを望む

右の外諮問事項及び注意事項は書面を以て各位に配付し尙ほ監獄局長をして其趣旨を演達せしむ各位之に就て愼重審議を盡されんことを希望す

歲晩の辭

歲月匆々として流水投梭も啻ならず。柔兆執除年云に徂かんとして天邊の同雲時に雪意を漏らし。長安の街衢は車馬西東に奔り轉た人事の倥傯たるを覺ゆ。加ふるに歐洲の戰亂容易に終熄せざるも戰對國民は克く此間に立ちて。藝術の闇明科學の進捗等深く人文の啓發に努力す。而して戰禍の影響多からざる我邦に在て吾人か何等貢獻し能はざるは。殊に此一年の終末に臨み赧然たるものなくんばあらざ

るなり。尙ほ本誌微力聲聞徒らに高く實績之に伴はざるを慙つと雖も期するところは最善を竭して長へに之に酬答するに在りとす。

更に吾人か筆硯多事の間に行刑施策の隆替を觀察し。監規獄則の振否を回視して過去一年間の效果を稽査し來れば。其推奬に値すべきもの並に批判の餘地を存するものあり。是れ這般の典獄會議に於て大臣並に局長の訓示に依て悉されたるところなるを以て。殆と絮說の要を見すと雖も就中在監人減少の趨勢は漸を追ひ本年に於て更に降下の統計を示せり。而して其減少の事由は姑く措き之に依て在監人費の潤澤を來し。財政の餘裕は多年の宿題たる各種設備の缺陷を補充するを得たり。是寔に慶すべきの事相なりとす。而して戰爭の結果監獄作業に及ぼせし影響の如きも。亦當初の豫想に反し頗る順調にあるの事實並に監獄作業の著しく進歩したるの點は前者と共に慶すべく祝すべきことなりとす

統計の示すところに依れば。累犯率の增多少年犯罪の遞加等或は容易に樂觀を許さゝるものあり。其他反獄。逃走。變死。殺傷。疫疾。火災等の殃禍の如き必ずしも之を寡少なりと斷じ能はざるも。前二者に在ては其減滅に付き更に一段の努力を要すべき事情存し。後者に付ては其原因主として管理者の疎虞懈怠にあるを以て深く此點に留意し。次年に於て此批判を再びせざらしむるを望むや切なり。要するに事業に伴ふ得失の批判は免かれずとするも獄政全般の氣運施設の暢達は正に大に順調に趨きつゝありとは蓋し輿論の一致するところなり。殊に本年立儲の大禮を擧行せられたるは。國民の懽抃恭喜何物か諸れに加ふべき。吾人は斯の無疆の垂訓を敷衍し此好調なる獄政の氣運に乘じ。大に罪囚善化に力を效たされんことを希望して止まざるなり。

此他監獄官の練習は本年其第八回を重ね。指導訓練の實漸く其良果を收めつゝあるの事實は。本年十一月擧行せられたる東京控訴院管內の看守長試驗に於ける受驗者中。其八名は本年の練習所出身にして而も其全員悉く合格したるが如き以て證左と爲すを得べく。斯業の經營に對し最も祝福すべきことなりとす。

次に本年に於ける典獄の異動に關し特筆を辭せざるところのものは。木名瀨氏の長逝と森氏の勇退となり。吾人は又茲に深甚なる惜別の情と追慕の念を表白し以て監獄界に於ける多大の損失たりしことを再言せざるを得ず。只夫れ超凡なる人

格の遺風は後進を啓發すること甚大にして獄政進展に及ぼすこと又尠少ならざるの事實を以て愚藷相殺の資となさんとす。

已上敍し來て吾人は更に本年の典獄會議に關し、其內容を窺ふに議場諮問に附せられたる一項乃至五項及注意事項五十有一は頗る緊切なる案件たるは特に言議の要を見ざるところなるを以て、苟くも獄務の班に列するの士は深く思を此に致し、益改善進域を規畫せられんことを切望す。

免囚保護事業に付ては本年開催せられたる講習會の模樣並に各保護會に於ける事業成績を綜合し、之を考覈するに漸次進展しつゝあるの事實は爭ひなきところなりと雖も、尙ほ當局者の周密なる指導と經營者の多大なる努力に待たざるべからざるものあり、爲に併記して茲に歲晩の辭と爲す。

講演

價値ある生活

東京高等師範學校長　嘉納治五郎君

此席に出て何か一場の話を致すやうにといふ御求めを受けましたが、皆さんの是までの御素養又御研究の模樣も能く承知しないことでありますから問題を選ぶにも甚だ躊躇致しましたが、先づ最も大きな最も大切な問題を最も平易な說き方で御話をして見たらば多くの御方に御參考になりはしまいかといふやうな考から、斯ういふ問題を選びましたのであります。

此價値ある生活といふことは哲學上から申しても大問題であります、又宗敎上から申しても大問題であります、今日人間として生きて居る以上は第一に起つて來る問題が生きて居るのが宜いか、死ぬのが宜いか、生きて居る以上はどういふ風にして生きて居つたらば宜いか、斯ういふことが誰の頭の上にも起つて來る問題だらうかと思ふ、そこで生きて居るならば價値ある生活をせねばならぬといふ

ことは當然なことである、其價値ある生活といふのはどういふものであるかといふことを極く平易に申上げて見たいと思ふ。

斯ういふ問題に付きましては宗教家は各々宗教を基礎として說く所がある、哲學者は各々又己れの學派に基づいて說く所があらうと思ひまするが、併し宗教といふものは抑々それを信じて仕舞つたならば己れ自身丈けはそれで安心立命が出來る譯のものであらうからそれはそれで結構である、私は敢て宗教に對して冷淡な者でもなければ、宗教を無用視する者でもないけれども、それを信じない人から見ると宗教といふものにも種々種類がある、基督教があり、佛教があり、其他種々の宗教が此世界にある、基督教の說く所と、佛教の說く所と、回回教の說く所と各々異つて居る、それを極く高い所から眺めて見ると、或人は佛教を信ずる、或人は基督教を信ずる或人は他の宗教を信ずるといふことであるならば、一つの宗教が正しいのであつて他の宗教が正しくないといふことは言へないと思ふ、一つの宗教信者は己れは己れの信ずる宗教が正しいといふならば、他の宗教信者は亦同じ理由に依つて己れの信することが正しいといふに違ひない、既に信じて仕舞つたならば其人としてはそれで結構であるけれども、信じない其外の者から見ると宗教といふものは唯人類の中の一部分の者が信じて居る所の者である、だからしてどの宗教を信じなければならぬものであるとか、どの宗教が善いとか惡いとかいふことは、是は容易に判斷することの出來るものでない、又哲學といふものはどういふものであるか、哲學といふものは餘多の學派に分れて居つて、東洋の哲學に於ても亦西洋の哲學に於ても數千年以前から色々の學說が出ましたけれども歸一する所はないのである、さうして見ると此一つの學派の言ふことは其學派の人に取つてこそ價値のあるものであるけれども、他の學派の人から言へば取るに足らぬものである、そこで其學說を信じて仕舞つた以上は安心が出來るけれども其學說を信じない者から見るといふと幾つも說の立て方がある、其中の唯一つの說の立て方であるといふに過ぎない、それに反して二と二と加へたならば四になるといふことは誰が考へて見ても是は異議の言へぬことである、一部分は全體より少いといふことは誰が考へて見ても是は反對の出來ないことである、二と二と合すればいつでも四になる、是は事實が證明する、精神が狂ふて居らぬければ東洋の人でも西洋の人でも、子供でも大人でも、少し物が分る以上はそれを信せざるを得ない、少し物が分るやうになつてから老耄けて仕舞ふまでの者は總ての人が二と二と合せたならば四となるといふことは信じて居る、最も人間の信ずるに値打することはどういふことであるかといふと、遍く人が考へて見ても、どうしても斯うしなければならぬといふ一つに歸着するやうな事柄でなければならぬ、そこで道德問題、人生問題、さういふことを考へて見ると、哲學上一派の學說に基いた道德論といふやうなことは、

是は其學說を信じて仕舞つた人にこそ値打のあるものであるけれども、其學說を信じて居らない人に取つては殆に値打のないものである、又宗教に基づいた一の教といふものは　宗教を信ずる人には値打のあるものであるけれども其宗教信者以外にはそれ程値打のないものである、併し若し古今東西を通じてどの宗教家も、どの學者も、又宗教も信せず學問も知らない人、所謂普通の人が常識に依つて考へて見ても、殆ど總ての人が皆斯うであるといふさういふ共通のものが若し何處かに在るならば、是は宗教よりも學說よりも何よりも貴い又人間がそれに信頼する、それを正しいものと考へることが善いことではあるまいかと思ふ、と申すと何か學問宗教を殆につまらぬものであるかの如く私が論斷するやうに聞へますかも知れませぬがそれはさういふ譯ではない、學問宗教は固より値打のある、用を爲すものである、併し其大切なる學問又既往にも大なる用を爲し、將來も隨分用を爲す所の宗教、其宗教を差措いても、それ以上にまだ一つの貴いものであるといふ丈けの意味である、それは何かといふと遍く人が一致して信じて居る或物である、さういふものがあるか、是は細かく論じますとなか〳〵一時間や二時間の演說では盡せませぬが、併し大攫みに之を言ふて見ると私はあると思ふ、今日文明社會に行はれて居る所の道德である、世の學者宗教家の中には日本の教育勅語の如きものは唯明治天皇の御言葉が其處に表はれて居る丈けで深い根底がない、深い根底がないから人間の精神を支

配する上に於て充分の强さが缺けて居るといふ人がないでもない、所が私共は大に考へを異にして居る、日本の此教育勅語といふものは何も　明治天皇陛下が唯一夜に思ひ附かれて之を發表されたことではない、日本の古へから今日まで我邦に行はれて來た所の道德を箇條立にして之を御示しになつたのである、唯當時最も貴い御方の御言葉として表はれたといふのであるが是は要するに日本古來から我邦の總ての人の信し來つた德教である、又同時に幸にそれが世界の何處の國へ行つて見ても通用する種類の德教である、之を古今に通じて誤らす中外に施して悖らす、即ち古今東西何處へ持つて行つてもそれで差支ないものである、即ち遍く古今東西の人に信せらるゝ性質を持つて居る、一つの宗教の教義は其宗教を信じない者には値打がない、又一つの學說は其學說を奉ずる人には値打があるけれども、それと違つた學說を信ずる者には何の値打もない、併し私がこゝでいふ普遍の道德といふものは古今東西の學者も結局其說く所は其處に陷つて仕舞ふ、又大なり小なりの宗教があるけれども、稍々進んだ宗教であるならば悉く其處に教が進んで行く、又宗教信者でなく、學者でなく、一般の人がそれを信ずるといふならば是は二と二と加へて四となる、一部分は全體より小さいといふ其遍く何處でも行はれて居る眞理に一番近いものではなからうかと思ふ、それ故に、日本の德教即ち教育勅語といふやうな道德の教は却て何宗教に依つて居るとか、どの學說に基いて居るといふやうなことがない爲

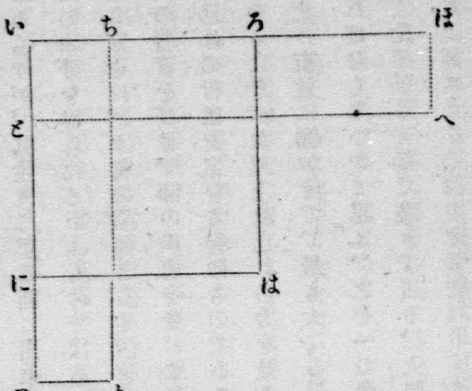
めに一層貴いのである、一層其信仰を強くする所の理由がある、是が遍く古今東西の道德の敎であるといふ所に於て最も總ての人が信じなければならない理由が其處に存して居る、若し是が基督敎の敎義であるならば私は佛敎の信者であるから信じないといふことがある、若し學者の說であるならば或人は其學派を信じないから其學說を信ずる必要がないといふことになる、所がさうでない、是は古今東西を通じて總ての人間が之を貴とし之を信ずる性質のものであるといふからして、自分は之を信じないといふことは言へない。これを信じないといふことは二と二と合せて五となるといふのと同じ丈けの無理が存して居る、其道德を信じない者なら二と二と合せて五になる、一部分は全體より大きいといふのと同じ矛盾が出て來るのである、若し是が宗敎に存したものであるならば私は宗敎信者でござらぬといへば其道德を守る必要はなくなつて來る、それ故に學問上から倫理を說くといふやうなことの値打のあることも無論のこと、又宗敎が世の中に於て既往も益を爲し、今日も益を爲しつゝあるといふことを許すと同時に、それ以上の力を持つて居るものは宗敎に依らず哲學の學說に依らず、丁度日本の敎育勅語の如く其國の昔の歷史に基いて其國に發生した所の一つの人間の道德を敎へ、遂にそれが世界各國の敎とも合致して居り、又古く各國に行はれて居る所の道德の敎とも合致して居るといふことであるなら猶更之を信仰する所の力を持つて居る所のものである、斯う私は論斷して宜からうと思ふ、そこで日本には恐くは外の國よりは最も立派な道德が存在して居る、最も鞏固な明瞭なる道德の掟が日本にはあるといふことを言ふて宜からうかと思ふ。

それから次に人間は死ぬが宜いか、生きるが宜いかといふことの問題は、是は色々の方面から說くことが出來る、先づ死んで仕舞へばもうそれきりで、其死ぬといふことが惡かつたといふことを思ひ附いても遲い、生きて居れば死ぬことは何時でも死ねるからして死のうか生きようかといふとこれには、先づ生きて居らうといふ考を起さなければならぬ、そこで縱しや一時死ぬ方が宜いといふ考を起しても、或は其考が間違つて居るかも知れない死んで仕舞つたのは取返しが附かぬといふときには先づ生きるといふ方に考を向けなければならぬ、これから其次に一體人間といふものは今日まで段々と大きくなり、物心が付き精神的に身體的に發達して來た、是は何に由つて出來たのであるか、是は母の胎内から始めて、父母の養育と慈愛又己れの周圍に居る人、學校に行けば先生からの深切を受け又己も父母も先生も　天皇陛下を上に戴いて居る大きな國家といふもの丶保護を受け今日までに發達して來たのである、其人間が何もそれ等の深切保護に對して何も報い得ずに死んで仕舞つたならば、恰も旅をして宿屋で飯を食つて食逃げをして行つたのと同じことである、宿屋に行つて泊るとか晝飯を食ふといふことをすれば錢を拂ふといふのは當然である、己れは世の中の旅をして一遍の飯を食ふとか

一晩の宿を假りるとかいふ位のことではない、實に海よりも深い山よりも高い恩をを受けて、さうして此一人前の者になつて來たのである、其恩を報ひずにどうして濟むものか、一夜の宿泊をしても、一度の食事をしても其錢を拂はなければならぬといふことが當然なら、己れが今日に至るまでの間許多のことを廣く各方面からして貰つて、己れが今度は何も恩を報ひずに死ぬといふことは食逃げをして行くのよりは多い罪であるといふやうな考は誰の心にも起つて來るであらう、さうして見れば人間として第一に心に起つて來なければならぬ考は先づ父母に對して又其保護の下に成長した其國に對しても、周圍の人に對しても出來得る丈け己れの方からも盡すことをせねばならぬ、といふことである己れが幸に多くの力を持つて生れて來たならば其力の有らむ限りを盡し、微かなる力を持つて生れて來たならば其微かなる力の及ぶ限りを盡して、既往の己れの受けた恩に報ひ、又進んでは將來に世に出て來る所の人の爲めに盡す、斯ういふことが人間として當然起つて來なければならぬ所の考ではあるまいかと思ふ、若し其考が起つて來ないといふことであるならば、墨を塗つた眼鏡を掛けて物を見て居るやうな譯からである、其墨を一度び拭ふて透明の眼鏡にしたならば必ずそれ丈けのことは見えなければならぬのである、總ての人が其關係を見る以上は誰も食逃げをして行く所の連中に這入りたいといふ人はあるまいかと思ふ、さうすれば人間として己れは己れの持つて生れた所の力を成丈け磨

き上げ、さうして其力を働かせて、國家社會、父母兄弟其他に對して及ぶ丈けの己れの務めを盡さなければならない、一言葉で申せば、己れが此世に生きて居る間、何十年生きて居るか人に依つては違ひがあらうが、其生きて居る間に出來得る丈け多くの善い事をするといふことが人間として最も善く己れの本分を盡したといふものではあるまいかと思ふ、若し己れの爲し得る丈けのことを悉く爲し得たならばそれが本當の價値ある生活を爲し得たといふものであらうかと思ふ、言換へて見れば人間は父母の養育を受け、師の指導を受けて己れの量見が獨立して立つまでの間は一部或は大に他の力に依つて己れの行動を定むる筈のものであるが、段々と己れの量見が出來、己れ自身の量見に依つて行動するやうになつた以上は己れの力を最も良く蓄積練磨して、さうして其力を成丈け無駄の立たぬやうに、成丈け有效に働かせて、最も大なる最も廣い意味に於ける善い事をするといふことが人間の目的でなければならないかと思ふ、之を一つの言葉て言表はして見ると、己れの身心の力を最も有效に使用する、此簡單な言葉で盡きて居る、人間は身心の力を最も有效に使用すべきものである、又言換へて見ると人間は己れの精力を善養利用すべきものである、其善養利用といふことは或はまだ精しく說明を御聽きになつたことのない方もありませうから一通り申上げます、先づ人間の一生涯といふものは一面に精力を養ひ且貯へ一面に之を使ひ且失ひつゝあるのである幼少の頃から學校を卒業するまでは主

として貯へる時期であつて學校を出て世の中の仕事を爲るやうになると貯へながら使ふ時期である盛んに仕事をする時代は主として使ふ時期である失れだから貯へる時期が短かくて早くから使ひ出すと一生涯掛つてもたいした事は出來ぬ又貯へる事ばかり考へて居て使ふことを怠ると是も一生涯掛つても何程の事も出來ぬ此の理窟は丁度正方形は面積が多いけれど四邊の和はその正方形と同じ長さであつても長方形になると面積が少くなるのと同樣である茲にいろはにといふ正方形がある若しいほへとといふ長方形があつてその四邊の和は同じことでも夫れがいろはにといふ正方形より面積が少ない又いちりぬといふ長方形も同樣面積が少ないいほへとといふ長方形のいとはいにに比して貯蓄の少ないことを示すのであつていほはいろに比して使ふ時期の長いことを示すのであるがそれは長方形が正方形より面積が少ない即ち貯蓄が少ないと使ふ時期だけが長くともその結果は雙方釣合を保つて居る場合に及ばぬといふ意味になるのである又いちりぬといふ長方形はいぬといふ貯蓄はいにといふのより



長い併し長くともいちが短かければ如何に十分の貯蓄をして掛つても使ふ時期が短かければその結果が不十分であるといふことになる恰もいちりぬといふ長方形はその面積に於ていろはにといふ正方形に及ばぬのと同じことである大體から申すと幼少の時分は固よりのこと、學校に於て教育を受ける時代は己れの力を蓄積し、己れの精神と身體の精力を增大する時代である、それから年取つて世の中の爲めに働く時代は己れの修養は第二にして、今度はこれまで作り上げた所の力を以て外に働く時代である、其關係が最も大事である、固より是までが修養時代、是から先が活用時代といふてカッキリと分界が立つものでない。（未完）

大才ハ愚ナルが如シ

支那俚諺

譚叢

◎十有三年

北島良吉

推理の迅速、直覺の鋭利、聯想の豐富、共に皆豫審判事の具備すべき常素なるのみならず、近く公表せられたる刑事訴訟法改正案に依れば豫審判事を以て檢事の起訴前に於ける證據供給の機關となせるを以て若し此改正案にして確定せんか證據の蒐集並に其眞僞の鑑別に付き豫審判事に一段の技能を必要とするに至るや明かなり

某豫審判事嘗て其面前に引致し來りたる被告人の正確なる歩調と規律ある姿勢とを認め其在鄉軍人なることを看破し直ちに軍隊敎育の神髓を說き被告の良心を喚起せしめ即座に事實の眞相を自白せしめたり此一事は以て豫審判事の直覺の鋭利なることを證明して餘りありと云ふべし

又某豫審判事は傷害事件に付き被告が所持せる懷中時計の兩蓋の處々に凹面あり其穿てる仙臺平の袴に幾多の染あるを認め其酒癖を看取すると同時に正犯たることを推知せり、之れ推理の迅速に外ならず

予も亦屢〻其事例に遭遇し感殊に深かりしを以て嘗て其一例を某誌に記載せり今之を摘錄すれば左の如し

某所に氏名不詳の殺人事件があり檢事と共に現場に臨檢した、死體は自身の帶で兩手を後ろに縛られ鐵道線路の土手下なる小川に投込まれてあつた、其被害者を見ると、三十前後の男で髯蓬々と生へて居り、數日湯に入らぬものと見へ頗る垢染みて居る、併し人足や乞兒の類でないことは、其着し居る衣類が左程古びざる銘仙の袷、下襦袢も相當のもの、帶は鼠縮緬の兵兒帶と云ふ裝束で明かであり、又左程格闘をした形跡もなく相當な體軀で而も自身の帶で容易に縛

られて居るところと、其容貌と綜合するに、家人の監視を遁れ出た狂人であると云ふ感覺が直ちに浮ぶ、之か直覺の應用である、一方現場を見ると鐵道線路の土手下であり、左右は田畑にして人家なく、兇行の時間と死體の强直とに依て考ふると正に夜の十二時前後であり、遠方より昇き來りしものゝすれば他に捨つべき川も前面にあるから兇行の現場は死體所在の附近であると云ふことが分かる、其所を現場とすれば鐵道線路を自由に往來し得るものが兇行者又は關係者なることが考へられる、殊に被害者を縛した帶の結び目を見ると俗に垣根結と稱し植木屋運送人夫又は貨物の揚卸に從事する鐵道工夫の類にあらざれば爲し能はざる結び方であると云ふことに想到した、之が所謂推理の迅速を要するところである、夫れで現場を中心として前後の各驛に付き、前夜十二時前後に線路を巡視した線路夫の取調、並に其區間の線路附近に居住する工夫等を加害者の範圍と假定し、被害者は所謂狂人なりとして時を移さず檢事と謀り其搜査を警察官に命じたところ、十時間を出でざる內に見込の通り狂人たる被害者の氏名も分り加害者も亦逮捕された、其被告の云ふところに依ると、被告は嘗て植木職なりしが其後線路工夫となり兇行の現場より約一二町の場所に住所を構へ、現場附近に某會社用の石炭が堆積し在るを爲め、並滿の頭之を盜みに來りしに、偶線路上に被害者の立ち居るより狂人たることを知らず、線路工夫を笠に着て誰何したるところ、答もなさず又立去りもせず、却て立ち向ふ模樣なる爲め、石炭竊取の防害となるまゝ少時格闘の上、其帶を取て之を縛し、土手下なる小川へ投け落し遂に溺殺するに至りしなりと、以て直覺と推理の妙味を解得するを得へし

聯想の豐富は老練なる豫審判事の胸中に宿る植物にして幾多の實驗と考慮より成るものなることは

絮說を要せず

ハンス、グロース氏は其著豫審判事必携に於て豫審判事の要素を說くこと頗る詳密を極む曰く

豫審判事は青年的の氣力と活氣ある熱心、困難に堪へ得へき身體强壯、曾に刑法のみならず又民法に關して博く且つ活用する法律的智識を有せざるべからず、人物明察の力、敏捷なる擧動、銳敏なる官能及ひ精力を有せざるべからず、必らず作法に長せざるべからず、勇氣を現はす可き必要あることも亦多し、已を得ざるに當ては健康と生命とを賭するの決心なかる可からず、危險なる犯罪人を對手とし困難なる旅行を企て傳染病患者を訊問し或は危險なる死體檢查に立會するか如き是なり、其他人智の及ぶ區域は殆んど盡く涉獵せざるへからず、語學に通じ書を能くせざるべからず、凡そ醫師の當に陳述すべきことを察し又之れに問ふに如何なる事を以てす可きかを知らざる可からず投機師、窃盜者等の秘密を知らざるべからず、遺言書僞造の詳細或は鐵道の災害の顚末を看破せざるべからず、詐欺師の計略、汽鑵破裂の原因結果、或は伯樂か馬を若く裝ふの術等を知悉せざるへからず、商業帳簿に明らかに、詐欺竊盜の徒の語を解し、符牒の解釋を能くし又諸種の職業の就業方法及び器具に關せる知識を有せざるべからず、然れども此れ皆豫審判事に任命せられたる後始めて學び得べきことにあらず其の他此の職務に必要なる熱心と眼識も亦遽に養成し得べきにあらざるなり故に豫審判事任命の必要條件とも謂ふべきものは其精神上及び肉體上諸種の力量を有するもののならざるべからざるは勿論實に百科全書的敎育あり風土人情に通じ世事に長じ且つ堅忍不拔にして其辛苦して得たる智識を利用して公益を計らんとする決心あるもののならざるべからず

蓋完全を期せんと欲せば叙上の條件を必要とすべし然れども此條件に適合する豫審判事の任用は洋の東西を問はず現代に於て頗る難事ならずや氏は更に曰く

熱心なる豫審判事は例せば散步に際しては道路の塵埃泥濘中に印せる足跡を追究せん其他獸類、車輪の跡、草中に在る、坐臥或は物品の印象、放棄しある紙片樹木の毀損、撤去したる石、硝子、陶器の破片、窓戸開閉の異常なるもの此れ皆豫審判事の須らく想像を逞ふして以て其由來を究むべきものなり、謂ゆる擧證手續とは實に原因結果の理論にして即ち前なるものを推して後なるものに及ぼし、又後なるものに依りて前なるものに遡ることに外ならず而して先づ小事件に依て學ぶべきものにして强盜殺人犯に接して而して後始めて學ぶべきにはあらざるなり、路上の人の價値なき言辭の耳に入りたるもの、世人の行爲の容易に判然とせざるもの、皆想像力養成の好資料なり、又自ら見聞したる輕小及び重大の事件を他の同じく之を見聞したる人々をして報告せしめて之を聽くことも必要なりとす斯の如き報告は眞實を語らんと欲する好意ある以上は其異同の生ずる所則ち其の非常なる興味ある所以にして證人陳述の玩味法を學ぶ爲めには唯一にして且つ最も簡單なる方法なり苟も眞面目なる豫審判事は機會ある毎に必ず或る職業職人の勞働法、技術師の妙技等を知らんことを努むべし、人物明察力を養成することも決して小事にはあらず而して吾人の其に交るところの人は皆其材料にして苟も熱心に研究せんか最も曖昧なる者と雖も亦必ずや就て學ぶべきところあり

是豈豫審判事に對する絕好の敎誨ならずや獨り豫審判事のみならず探證の衝に當る者乃至證據判斷の任に在るもの就て等しく學ばざるべからず予は誤判事件を耳にする毎に深く優秀なる豫審判事の養成を思ふや切なり

新談舊話

法聲散史

○歲末多事　歲月は、發車時間にまに合はぬ人を待たず、光陰は、演武場の大弓の矢の如く、隙ゆく駒に關守の戒護主任もおわさずや、柔兆執除と辰年も●はや幾日と相成りぬ——年の暮俗務雜事を併に攝き——例年の通り賃餅仕る菓子屋かな——共に之れ歲末多事の聲ならざるはなし、更に眼を昇級及び年末賞與の各員に轉せんか、過分なる御下賜は感涙の外なしと雖も、細君は早くも自働車を三越に馳り、令嬢は恣に天賞堂を電話にて招き、三郎は又頑として新式自轉車を要求す、今年は降雨多くして氣候不順なり宜しく舉家越年を熱海に於てすべしとは牛意氣にも籍を中學に於ける蒲柳二郎の言なり、其の一郎の希望に至りては更に心膽を寒からしむるものあり、而して此提案に遭ひ乃公殆と爲すところを知らず、之を外た顧みれば柳光亭に懇親の宴あり紅葉館に忘年の會あり其他なに、其他なに、斯の如くにして熱海より歸京するの日は遂に元の木阿彌たらざるを得ずと、大官之を唱へて小官之に和す、同しく歲末多事に外ならざるなり

○覇氣寄席　師走とは昔諸家に佛名を行はれ導師ひきなく走りあるくゆえ師はしはすと稱するなりと物識の教へたるを思へば佛事にのみ師の走るものゝ如くなれど、我も亦導師にちかく、かけまはることの望ましきまゝ年の暮の煤拂、ざつと掃寄せ、かくのごとし

△美み世界　甲君は乙氏の昇級を羨み、丙氏は丁君の賞與を羨む、廊下の邊ストーブの側、此聲歲末に起る、夢想兵衛胡蝶物語を讀むに煩惱鄕に羨坂なるものあり、丁稚は隱居の晝寢を羨み、老人は頓死を羨み、肺病は喘息を羨み、井戸堀は屋根背を羨み、嬶の小言に獨身者を羨

み、相撲を見るとき長人を羨み、雷には聾を羨み、電には盲目を羨み、西瓜を食ふとき反齒を羨み、厠の掃除に鼻腐を羨むとか、げに羨みの世界なりけり

△陪審制度　刑事訴訟法改正案は公表せられたるも遂に陪審制度の影を留めず、道聽途說あり曰く

戶締を嚴にせざるが爲め其隙を窺ひ臺所に忍入りて鍋釜を盜む素より其本分を盡したるに過ぎず之に十年の懲役を科するは不當なりと慨する狡兒あり、金色燦然たる時計を帶の間より顯はし內容豐富なる紙入をだらしなく懷中す、心動き氣昂せざるを得ず多年學びたる技術を應用して見殊に之を拔く、嘉すべきにあらずや、然るに累犯の故を以て十五年の懲役に處せらる殘酷と云はざるを得ずと激する擾徒あり相率ゐて顧問を訪ふ、顧問一考して曰く、暫く之を忍べ我陪審の制度を設けて其不備を補はんと、狡兒等大に喜び增、業務に精勵するに至れりとか……

思へは有難き改正案なり

△不言優言　會議は協會の樓上に開かる、無言の典獄あり、雄辯の奏任あり、雄辯の術に贊すべきか、無言の業を可とすべきや、個も亦由々敷諮問事項なり、風雅集を見るにいはぬはいふにまさるの事あり

前の左兵衛の督顯雄、方使の別當になりて侍りける頃なげくことありけるおとふらはず侍りければ申遣しける

なげきをも問はぬつらさはつらけれど
うれしきことはうれしとぞきく

返し

いふよりもいはでをもふはまさるとて
とはぬもとふにをとりやはせじ

是雄辯を排し無言を贊するか如きも古より考績幽明の說あり又無聲に聽き無形に視るのことあり尙又いふもいはぬも五十步百步なりとの綸言

を聞くに於ては引分と云ふの外なし

△焦心大禁　某先輩常に後進に誨へて曰く、電車より飛び降り向脛に傷を負ひたる人の、左程急きたる用事あるにあらず、停留場にて靜に降り、目的の場所に赴きたればとて其差は纔に一二分に過ぎず、然るに向脛の危險を冒すは愚なる極みなり

急がずはぬれざらましを旅人の
あとよりはるゝ野路のむらさめ

獨り電車乘客に於て然るのみならず、げに焦心は處世の一大禁物なり、其品格を傷け、堅忍の志を失ひ、悔を永遠に貽すこと少からず、天の將さに大任を此の人に降さんとするや、必ず先づ其心志を苦め、其筋骨を勞せしめ、其體膚を餓せしめ、其身を空乏にし、其爲すところを拂亂す、心を動かし、性を忍ひて其能はざるところを增益する所以なりと、寔に至言なり諦考、深慮、忍耐、沈思の語皆是吾人を玉となすもの、予は官界に尤も異動を見る歲末に於て特に此焦心大禁の由來を紹介するの光榮を有す

△廣告數種　廣告に文飾を施し意匠を凝らす今の世に病氣之處養生不相叶と云へる廣告のみは之を改むるの人なし、六親眷族か集ひ來りて歎けき悲めるの態見へて一際哀れなると文言も亦決して拙なからず予の記臆にては養生不相叶と云へる語は明治も十年前よりの廣告なりと思はるゝも遂に其創設者を知るを得ず

人若し東洋一の雜誌は何なりやと問ひなは○○○と答へて可なり」と云へる心細き廣告に依賴心を表白せる雜誌あり「世に斯の如き讀者に親切なる雜誌あらんや」と發行者自ら疑問を廣告し居る雜誌あり「發賣部數に限りあり忽三版期限後は嚴に定價に復す期限中と雖も申込を拒絕することあるべし」とは恐ろしき權幕の廣告なり、期限を誤まりて申込たらんには大喝一聲を免かれざるべし

外壕線の沿道某所に葬儀社の大看版あり、臨終の夕、瞳孔の散大せるを思ひ看版を大にせるものならんか、尙ほ開業の當時配布したる廣告中に輕便迅速の文字ありしと、廣告の趣旨輕便に地獄へ送り迅速に極樂へ屆くるものなりとするも當分御免を蒙むるの外なし

△心中心理　死せば諸共の心中沙汰、行き掛けの駄賃と稱する無理情死、今尙ほ遊里に其跡を絕たず、之を考ふるに心中は雙者が切なる情意の一致にあらず、境遇の一致にもあらず只手段の一致に過ぎず、無理情死は尙更らに死を目的とするにあらずして情死なる手段を得んとするに在り、左れば心中の雙者又は無理情死の當人より、其刀物を奪取り矢庭に其方より斬り蒐けたらんには命冥加と彼等は一目散に逃け出すべきは必然なり、と情死哲學を研究せる某は云へり、頗る物騷なる研究と云ふべきも亦頗る眞理を藏せるが如し

小引

革聲眞逸

臘寒凜烈旋颺天を蔽ふの際。殊に獄務の要衝に恪勤せらるゝの諸氏に於て。一層其勞苦の大なるを回想せしむるなり。吾人は茲に一歲に周滿せる編輯部內の散亂せる簿冊を整頓し。幾多の雜稿を次第し以て積塵を掃却し迎新の計に匆忙たる處。偶左記一篇を篋底より搜り得たるは抑亦滄海遺珠を拾ふの感なくんはあらす。個は是れ四五年以前司法省內某大官が監獄官練習生に訓示せられし演說の概要なり。勿論今日より見れば當時に於ける國家の形勢。又は政策施爲の上に就て變遷推移は免かれさるも。議論の眞髓に至ては決して磨せさる所あつて存す焉。敢て温故の徵旨に則り寫して斯業從事者の參考と爲し。併せて筆硯を洗ひ新春の誌上に諸氏と共に耋斯道研明の力を效さんとす。梅蕾雪を破て窓下暗香を送ると雖も朔風浙瀝奇寒人に逼る。諸

氏冀くは加餐せられんことを。

一、萬能主義を打破すること　人は其執る所の職務に熱中するの餘り動もすれば我田引水に流るゝの傾きあるは遺憾なりとす故に獄務に從事する者も只監獄あるを知て他を知らず又監獄行刑の事務のみを唯一無上のものなりとするか如きは努めて避くへき事態なりとす又同一我が司法機關としても檢事局は檢事局のみの勝手な働を爲し又裁判所は裁判所として自儘の仕事をのみ爲すか如くんは到底事務の統一は望み難かるべし唯國家の政務は各省分掌の形式は止を得さるとするも其最後の目的は同一なりと言ふことに着目して彼此脈絡相通じ以て圓滑に諸機關を活動せしむるの心掛あるを要す

二、意思の疏通を計ること　監獄行刑は主として犯人に重きを置く即ち學問上より言へは特別豫防に盡瘁す而して裁判所は主に一般豫防を目的とす故に監獄に於ては假令は如此犯人を如此重く罪するか又は輕くす罰するか如きは行刑上不便宜の點少なからすなど實際に種々の小言も出つべく亦裁判所は一般警戒の上より監獄ゝの考よりは多少重く或は輕く宣告すると云ふか如き場合ありとするも只裁判官と司獄官とが如此内心に考へしのみにては役に立たぬ故之れ等の點は彼此互に胸臆を打明けて常に協議し合ふといふか如き道を開らくの必要ありとす

三、獄舍の建造　既に建造せられたる監獄は措て論せさるも之より以後に於ける我國監獄の建築は遺憾なから之れか見込立たさるなり即ち目下に於ける財政の狀態經濟の點よりして新營計畫を立つるか如きは實に容易ならすとす然れとも費用の許す範圍に於ては可及丈け設備を完全にすへきは余も希望する所たりと雖も今日の財政としては先つ六ケ敷事情あれは各位は不完全なる獄舍と雖も能く熱心を以行刑の責に任せられんことを希望す蓋し外形完備せすと雖も内に誠意の籠るあらは行刑

の實は必すや擧かるべく之に反し建物如何に壯麗を極むるも之れか實務に當る者にして熱誠に缺くる所あらんは毫も其設備と相伴はさるの結果を來さん此點は特に諸君の注意を望む所なりとす云々

四、奢侈を戒しむること　我國目下の狀勢は上下を通じ華美の風俗都鄙に甚しく奢侈年を逐て其度を高むるは遺憾なから之を否定し難き事情なりとす余は此點に付き亦各位の御注意を希望して止まさるなり道に行刑の實務に膺る者は如此風潮に染まさるへきは勿論同僚互に相戒しめて努めて質實の風儀を守るへきは茲に改めて余が喋々を待たさる所にして諸君の熟知せらるゝ所なるへきも聊か一言を費す所以なり云々

不必要なる事に從ふは半愚情と云て可なり

英國俚諺

大正五年十月中入出監竝月末在監人員

（△ハ減）

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	四八、三九五	四、九三一	四、八四五	四八、四八一	四八、三九五	五三、三九〇	八六	△四、九〇九
刑事被告人	三、七〇二	四、二二四	四、三六三	三、五六三	三、七〇二	四、一一七	△一三九	△五五四
勞役場留置者	八九〇	一、二二七	一、一六九	九四八	八九〇	一、〇一九	五八	△七一
乳兒	四三	二〇	二四	三九	四三	五〇	△四	△一一
總計 男	五〇、八八二	九、四七八	九、五二六	五〇、八三四	五〇、八八二	五六、〇九八	△四八	△五、二六四
總計 女	二、一四八	九二四	八七五	二、一九七	二、一四八	二、四七八	四九	△二八一
總計 計	五三、〇三〇	一〇、四〇二	一〇、四〇一	五三、〇三一	五三、〇三〇	五八、五七六	一	△五、五四五

備考　內朝鮮人受刑者男二六八刑事被告人男五人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	受刑者	刑事被告人	計
支那 男	二九	九	三八
支那 女	二		二

大正五年十月末在監者人員表

監獄別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒	合計 男	合計 女	合計 計
東京	一九九	三〇五	五〇四	五六七	三六	五九三	六	八三	一	一	八四三	三八	一、〇八一
豐多摩	一、一三五	一	一、一三六	一	一	二	一	一	二	一	一、一三九	一	一、一四〇
巢鴨	二、六三四	一	二、六三五	一	一	二	一	一	二	一	二、六三九	一	二、六四〇
橫濱	一、四〇七	五五	一、四六二	四三	三	四五	一〇	三	一三	一	一、四六五	六一	一、五二六
浦和	一、一三八	七	一、一四五	九三	二	九五	三	一	四	一	一、一四三	九	一、一五二
前橋	七七	一	七八	二七	一	二八	一三	一	一四	一	七七	一	七八
千葉	七一〇	一四	七二四	三〇	二	三二	九	一	一〇	一	七九一	一七	七八八
水戶	八二四	一	八二五	五一	三	五四	三九	四	四三	一	九三五	七	九四二
宇都宮	五九〇	二八	七一八	三一	三	三四	二四	二	二六	二	六四六	二九	七七五

	北米合衆國 男	露西亞 男	獨逸 男	伊太利 男	埃洪國 男	羅馬尼 男	總計 男	總計 女
受刑者	一	二	一三	二	二	一	四八	二
刑事被告人								
勞役場留置者								
乳兒								
總計 男	一	二	一四	二	二	一	六〇	二
總計 女								
總計 計								

| 府 | | |

大正五年十月末日現在受刑者刑名表

（△ハ減）

刑名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
懲役 無期	四五〇	一八	四六八	四五七	四七六	一一	△八
懲役 無期 十五年以上	七二〇	三七	七五七	七三五	九八五	二二	△二二八
懲役 十五年未満 十年以下	一、〇六〇	三七	一、〇九七	一、一五六	二、一四一	△五九	△一、〇四四
懲役 十年以下 五年以下	九、二六九	二〇八	九、四七七	九、四八七	一一、二〇三	△一〇	△一、七二六
懲役 五年以下 二年以下	六、六五二	二四七	六、八九九	六、八六四	六、七五九	三五	一四〇
懲役 二年以下 一年以下	八、六一九	二七四	八、八九三	六、三四二	六、一八三	△八	一五九
懲役 一年以下 六月以下	三、八五〇	二四五	四、〇九五	八、九七四	九、〇一四	△八九	△四〇
懲役 六月以下 三月以下	一、〇五四	九六	一、一五〇	八、七七九	八、八八五	一九一	六五九
懲役 計	四六、四〇五	一、八二四	四八、二二九	四八、一三六	九、六二九	△一五六	△一、二〇二
禁錮 無期	一	一	二	一	五、二九七	△一、三七五	△二二五
禁錮 無期 十五年以上	一	一	二	一	一、一七二	△二二	△二二五
禁錮 十五年未満 十年以下	一	一	二	一	四八、一三六	九三	△四、八三三
禁錮 十年以下 五年以下	一	一	二	一	五三、〇六二	九三	△四、八三三
禁錮 五年以下 三年以下	三	一	四	三	四	一	一
禁錮 三年以下 二年以下	七	一	八	五	六	二	二

刑	一年以下	五	一	五	五	二七	一	△二二
刑	六月以下	六	一	六	六	二三	△一七	
刑	三月以下	二一	一	二一	二六	△四八	△五	△二七
刑	計	四三	一	四三	四六	△一一	△三	△六八
拘留刑	合計	一一二	九七	二〇九	二一三	△一一七	△四	△八
受刑者ノ累犯数	初犯	四六、五六〇	一、九二一	四八、四八一	五三、三九〇	△四、九〇九	△八六	△四、九〇九
受刑者ノ累犯数	累犯	一七、六九一	一、一六九	一八、八六〇	二〇、八〇七	△一、九四七	△六九	△一、九四七
受刑者ノ累犯数	計	二八、七一四	六五五	二九、三六九	三二、二五五	△二、八六	△二四	△二、八六
受刑者ノ年齢	十八歳未満	四六、四〇五	一、八二四	四八、二二九	五三、〇六二	△四、八三三	△九三	△四、八三三
受刑者ノ年齢	二十歳未満	一、七三二	一三三	一、八六五	一、九五四	△八九	△四四	△八九
受刑者ノ年齢	二十歳以上	二、一五二	一六〇	二、三一二	二、二二〇	△九二	△九二	一
受刑者ノ年齢	計	四二、六七六	一、六二八	四四、三〇四	四九、一二五	△五〇	△四、八二一	△四、八二一
受刑者ノ年齢	計	四六、五六〇	一、九二一	四八、四八一	五三、三九〇	△八六	△四、九〇九	△四、九〇九

大正五年十月末日現在在監受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名		男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
竊盗		二五、〇四一	七七四	二五、八一五	二五、七二九	二八、〇〇八	八六	△二、一九三
強盗		二、五六〇	二二	二、五八二	二、五八二	二、九〇七		
賭博及ヒ富籤		二、七〇九	一〇〇	二、八〇九	二、八〇五	三、一二八	△九六	△三一九
詐欺及ヒ恐喝		五、六二〇	一一一	五、七三一	五、六五五	六、五二四	△七六	△七九三

橫領	二、一九八	三四	二、二三二	二、二〇八	二、四八七		二四	二五五
國物ニ關ス	五七八	二九	六〇七	六二三	六〇四	△	一六	三
毀棄及ヒ隱匿	三六	一	三七	三四	四四	△	三	七
通貨偽造	二〇一	二	二〇三	二〇三	二〇三			
文書有價證券偽造	一、一四六	二〇	一、一六六	一、一七六	一、四一二	△	一〇	二四六
印章偽造	四〇		四〇	三九	四八		一	八
偽證及ヒ誣告	一〇八	七	一一五	一〇二	九四		一三	二一
瀆職	五三		五三	五〇	八七	△	三	三四
猥褻姦淫及ヒ重婚	三二〇	一九	三三九	三五〇	三八六	△	一一	四七
傷害	一、五三九	三一	一、五七〇	一、五一五	一、六〇〇	△	五五	三〇
殺人	二、一七五	一七六	二、三五一	二、三三七	二、五八六	△	一四	二三五
嬰兒殺	三四	一二八	一六二	一五九	二〇三	△	三	四一
遺棄及ヒ監禁	一一	一	一二	一二	一七	△	一	五
墮胎	二七	八七	一一四	一一六	一一四		二	一
公務執行妨害	四七	一	四八	四一	四八	△	七	
決走、犯人藏匿及證憑湮滅	四一	一	四二	四四	三三	△	二	九
騷擾	三一	一	三一	九九	四六	△	六八	一五
放火	一、一八三	二四九	一、四三二	一、三七七	一、六一四	△	五五	一八二
住居ヲ侵ス	一八九	一	一九〇	一九四	一九四	△	四	一一
略取及ヒ誘拐	六五	九	七四	六九	二〇二	△	五	二
其他	一九七	一九	二一六	二一三	九五	△	三	一
計	四六、一四九	一、八二二	四七、九七一	四七、八三二	五二、七一七		一三九	△四、七四六

陸海軍刑法	五二	一	五二	五四	五六	△	二	四
諸森林法	一一二	一	一一二	一四三	一八四	△	三一	七二
徵兵令	一四	一	一四	一九	二〇	△	五	六
規郵便電信法	三七	一	三七	三四	三七		三	○
則其他	八七	二	八九	九六	一五二	△	七	三六
警察犯處罰令	一〇一	九三	一九四	一九〇	二一一	△	四	一七
廳府縣令及ヒ警察令	八	四	一二	二七	一三	△	一五	一
計	四一一	九九	五一〇	五六三	六七三	△	五三	一六三
總計	四六、五六〇	一、九二一	四八、四八一	五三、三九〇		△	八六	△四、九〇九



雜纂

○予は看守諸君と語る

有馬四郎助

(二)

我が親愛なる看守諸君、諸君は受刑者を處遇せらるゝに當り、動物の如く取扱へば人も亦動物の如くなることを實驗せらるゝにあらすや、少くとも小泥棒も大泥棒として取扱はるれば、彼等は矢張大泥棒と化するの事實を目撃せるならん、寔に不思議のようなれどもこは之れ間違なき人間界の實事也、

この道理を以て推す時は、待遇の如何に由りては即ち惡人も善人となり、小人物も亦大人物となり得るは疑ひなき事也、而してこは誰彼の區別もなく又位地境遇の如何に論なく、自然に夫々の待遇の道備はり、夫れ相當に待遇せらるゝことに由りて、相當の實目品位も定る所以なるを知る可し、

餘事は差置き先つ看守諸君自身の事にしても、之を打明けて語れば、現に彼受刑者共が諸君の面前に、平身低頭膝をすり手をもみつゝ尊恭の意を表し來る時に、思はず諸君は肩張り身反り手は拳りて、虎の如き髯をひねり上けんとする態度に出づるが如き、畢竟するに之れ彼等に權威ある大人物と崇め掛けらるゝが爲に、終に其の如く理想化せられて然るものならずやと思はるゝ也、

此事たるや決して笑ふべきことに非す、(素より眞實に大人物ならんとは信するも)何となれば斯の如くにして自然に已が言動をも愼み、如何にもして其信認に孤負せざるようにせねばならぬとの、自重心も湧き起り來るもの、況して失禮の申條にてはあれど嘘から出た眞と云ふ諺もあれば、假りに其始めは餘義なくせられたるものにても、遂には其が眞物となる場合も尠からさる例あれば也、

我等はこの意味に於て凡ての待遇と云ふものは、人間萬事に就き必要缺くべからざる大切のものたるを、篤と知り置くを要すべし、左は然りなから本來を申せば元々人は其周圍の待遇如何によりて左右せらるべきものに非す、如何なる塲合にても凛乎として人たるの道を守り、唯其職分を盡すが當然なれば　眞個の理想としては其待遇なんど彼是云ふが如き、卑劣の沙汰にして寧ろ矛盾の論にも當らんかなれども、然れども世間一般の事は又必すしも單一の理想のみを以て、行くべきに非ざるは勿論なるが故に、予輩は先つ實際的の時務上より諸君と共に考ふる所あるべきは、萬止むを得ざる順序かと認めたり、而して最高の理想に就ては又少く後日に語る所あらんことを期す、

諸君は諸君の位地が相當なる待遇を受くべき大切のものなることを自覺し、同時に又待遇の如何に理想化上有効なるかを熟知せらるゝは、決して今に始らぬことゝは申しなから、亦聊か予輩の語る所によりて其記憶を新にせられたるものあらんかと思ふ也、願ふ所は唯其自覺に答ふるに痛切なる自重自奮を以てし、又其待遇に酬ゆるに相當なる態度責任を以てせられんこと是也

○歲末と犯罪の影響

いよ〳〵年の瀬が押寄せて一年中の刑事警察の繁忙な期節となつた。併し例年の歲末と違つて一般好景氣に連れて犯罪方面に如何なる影響をして居るかと云ふ問題に就き警視廳の意見を聽くに、社會の好況が直接一般の犯罪に影響すると云ふ事は云へないが歲末と云へばコソ泥、空巢狙ひとかの竊盜か跳梁する期節で無論是等の犯罪は幾らか減少しては居る、警視廳に電報で照會して來て取扱ふ竊盜被害は二百圓以上か其他特別の事情のある犯罪だが、此種の電報が著るしく減じたのから推しても取も直さす下層社會の經濟が潤澤になつて浮浪人とか無職者が減つたのに起因して居る、即

ち生活難とか出來心と云つた現象が尠くなつた從つて所謂
微罪不檢擧の範圍に屬して說諭して引取らすと云つたのが著るしく減じた樣だ。例へば借布團を質に入れると云つた切齒詰まつた生活難とか柳原で古着を着更へるよりは湯屋で正月着を着更へると云つた風の出來心の犯罪と云つた歲晩的の犯罪か減り延いては自殺とか行倒れにも及ぼして居る筈だ。夫に著るしい現象として初犯再犯者か尠い事だ、是は下層社會に所謂就職難の聲などは馬の耳に風で職工人夫と云つた者迄が引張り凧になり從來犯罪の出獄者などが就職難が原因して常習犯となつて黒人泥棒の仲間入をすると云つた社會現象として、
最も忌むべき犯罪が減少した事だ、併し以上の犯罪上好況と反對に大仕懸の詐欺が殖えて來た、是は東京に限らとす各地方人の低級な勞働者を相手に詐欺廣告を利用して不正金員を捲上ると云つた犯罪が眼立つて跋扈して來たし又竊盜の常習犯か社會の好況に附込んで跳梁を縱にすると云ふ率が增加して來たと云ふ現象を呈して居る併し以上の現象は果して統計上に幾許の數字で現れるか些つと難かしいが兎も角統計上右の如き好況を示してゐるのは事實である。（東京朝日新聞）

○紐育洲の典獄が余に語つた實驗

私が亞米利加に行つたとき、紐育洲の有名な監獄を見たことがある、すると日本人が此所に來るのは珍しいどうぞ演說して呉れと賴まれた、「僕もいろ〳〵演說したことはあるが、監獄の囚徒に演說したことかない、どんなことを云つたら宜いでせう」「どんなことゝいつても、なにも少しも普通の人に對すると變つたことはない、實は私は此監獄を預かつて居るが、此所に居る者が惡徒だ、人殺しだ、間男だ、放火犯だと云ふことは忘れて居る

同じ人間である、一寸間違へてこんな所に來たのであと云ふに過ぎぬ、犯罪者と云ふことはちつとも眼中にない、彼等は別の奴だと思つて話す人の話は決して彼等の耳に入らぬと言つた、同しやうに取扱つて居ればこそ、我々の言葉が彼等の耳に達するのである、頭から貴樣等は惡人である我は善良なる人だ、我の言ふことは間違ひはない、よく謹んで聞けと云ふ態度を以てすると「何此奴め、俺と此所にこそ來て居られね、外に居る間は矢張泥坊位はするたらう」と思つて來る此所が最も肝要なのである、前に述べた英國の伯爵の如き資産に於ては其村、村と云ふよりは始んと一郡の半ば迄を領して居るが、人間としては熊や八と同等たと云ふ觀念を有つてゐる故に彼等の喧嘩を仲裁すれば皆が承知する、若し高壓的に命令すれは承知せぬ　みならず、却つて反感を起させるやうになる。（新渡戸稻造氏談）

○活動寫眞の推感力に就て

活動寫眞の觀客に及ほす作用は決して同一のものにあらす、即ち見物客の智識、教育年齡、男女別社會の地位及び殊に觀客の有する神經系統の狀態如何に關係すること多きものなり。

伊太利のダバンド教授は神經衰弱症列に於て活動寫眞觀覽は不眠の誘因となるべき各種の障礙を起すものなりと、こは寫眞內容の影響にあらすして却てその映寫の迅速にして物體人物の運動速に且キラキラする事等が其原因をなすものなり、神經衰弱症を有する人にして斯る影響を受けたる場合に於ては先つ第一に不安となりそれに次で發揚し遂には退場せざるべからざるに至るものなり。

次に活動寫眞が特に受感性容易なる少年に及ぼす特別強き印象に就てダバンド教授は左の如き價値ある觀察を公にせり、氏は屢々それ等の子供の兩親より相談を受けたること有りと云ふ、それ等の子兒は多くは七歲より拾歲に至る頃の年齡のものにして空想的竝に悲哀的內容を有する寫眞を見、

てより著しく神經的障礙を惹起しそは幻覺毎に多くの場合に於て幻視を伴ふものなりき、この幻覺の爲に小兒は驚き寢臺よりも飛び出し兩親の許に逃げ來れる事等ありしと云ふ。

尙興味あるは八歳の一男兒に見られたるものにして彼は「サルヂニアノ賊匪ノ生活」と題する寫眞を見しに始まる、この映畫によりて小兒はその夜フキルムにありし如き光景を夢みし程この幼き頭腦に烈しき印象をなされたるなりき、即ち男兒はその父が室に入り來りし時に突然飛び起き丁度フキルムに賊徒が手にせるか如き及器を父が持參せるか如く思ひ大聲に叫び出し映畫中にありし一小兒の如く己も殺害されんかと恐れ己を殺さゝる樣父に願懇せり、それに續發して神經衰弱症樣の狀態となり小兒は烈しき頭痛を訴へ夜間には幻視を有するに至れり、而かもその幻視は多種多樣にして殆んど三ヶ月に渡る注意深き看護にも拘らず或る期間小兒をその父の家より遠さくることも最も必要なりと考へられたる程なりき。（國家醫學會雜誌抄）

○高等遊民

（俄かに增加す、勞働者は供給不足）

無料職業紹介所は市內に東京市のが四ヶ所と外に宗教家の經營に成れるものが數ヶ所あつて社會のドン底に沈淪した慘めな而して不安な放浪生活をしてゐる人々の爲めに職業の紹介及木賃宿を開いて之等の賴り無き人々の生活を授けつゝある。

併し歐洲戰爭の影響として國內の諸工業勃興の結果勞働者の要需は絕へずある曰く製藥工場曰く鐵工場曰く電氣工場と種々ある上に季節物としてはラムネ製造場、牛乳、氷其他の配達等少くない、故に四十前後から十七八歳の勞働を厭はぬ者なら殆んど供給し盡されぬ程であるが肝腎な其の勞働者は大抵就職して了つてゐるのに

高等遊民が獨り此際益々增加して來るのは大

に注目すへき現象である、當紹介所（小石川の東京市紹介所はホンの出張所に過ぎないがそれでも毎日十五六の人が職業を求めに來る其中で立派な人品の人が十人位もある、或は恩給を有し又は勳章などを有てゐる之れ等の人は經費節減とか或は種々の事情に依て淘汰されたもので家扶とか別莊番等を望んで來るが事情を好く話して貴方達は引越をしたことがあるであらうアノ程度の勞働を積けるものと思へば出來ない事はないと聞かせると大抵は決心して勞働に就く併し近頃は雇主の方で住込みを希望する所が多い爲め交涉不調になるのが屢々ある又何々大學卒業と云つたやうな高等教育を受けてる青年が屢々來る此人々多くは事務の如き坐つてゐる職業を狙つてゐるが事務員の口が又却々無いもので其等の人々は空しく遊んでゐるのみてある。

求職者就職者、神田、小石川、淺草、芝の各紹介を通したる先月中の統計に依れば、求職人員男五百五十三人、女二十五人計五百七十八人年齡は三十歳前後の者か多い而して女は事務員女中仲働等の希望者例は二十歳前後の者を要求し男六百四十四人女四十二人で人を使はうと云ふ方か遙に多數である年に望があるから其交付人員即ち就職者に至つては甚た減少して男二百四十人女十三人計三百五十三人となり丁度求職者の半數弱である。

（市設小石川職業紹介所員談）



寄書

○讀んだ書籍と觀た活動映畫の惡化に因りて犯罪せる一例

小田原監獄報告

探偵、冒險小說や之等の雜誌及活動寫眞の映畫が感動的に理性の批判も善惡の判別も附かざる少年輩の眼に觸るゝや其の性格と境遇に依りて之れを模倣して實現せんとし其の結果が恐るべき犯罪に陷ること尠からずとなす左に揭ぐる一少年は昨年十一月爆發物取締法違反として懲役五年に處せられ入監後痛く悔悟せし極一時精神に變調を來し或は早發癡呆とならざるやを憂慮せしに幸ひ處遇方法と治療其宜しきを得て順調に回復せり此頃犯罪當時の徑路を記述せよと申聽かせしに彼は何の淀みもなく〳〵と筆を走らせ僞らず告白せるもの即ち之れなり

恰度一昨年の四月下旬名古屋へ遊びに來て偶然此の店を通り「小僧入用」の札を見て奉公を願ひ込み後こゝの主人と父とが話を取極めて奉公をすることになつた

名古屋の○○書店に奉公色々な本を讀みました殊に愛讀したのは探偵冒險小說で「ジゴマ」「プロテア」「大寶寃王」「佛蘭西探偵譚露西亞探偵譚」古城の秘密」吳田博士等は其重なるもの雜誌では冒險世界」武俠世界等著者は押川春浪、三津木春影又英國の探偵小說家コナン、ドイルでした休日には常設館の活動を見書籍中の人物が活動するのを見て痛快に堪へないのです巧妙な扮裝壯烈な進擊美麗で雄壯な市街擴張崩るゝ大洋を思ひ浮べて自分も實際やつて見たならばどの位愉快であらうと思ふ事も度々でした其頃古本屋は發賣停止の書籍風俗壞亂の書を華客に密賣して暴利をむさぼるのを知り斯る不正手段を行ひ乍ら一書店の主人として濟まして居るのが癪に障るのです或る夏の夕私の夜店に出るのが遲いので主人は酷く叱りました私も此の商賣に望を持たない所から主人と口論して此處を飛す出し家に歸りました歸宅後は家事に從事することゝなり父が病床に臥して居るので近所の村に同業で可成手廣くやつて居る此處へ見習ひ旁兄と一所に通ふ事となつた此處の親方と云ふのは元父の下について働いて居たのが次第に運が向いて數人の職工を使ふやうになつたのです　さて私達が通つて居る時々厭な事を云つたりしたりする日を經るに從つてそれが一層激しくなつた　主人がかうなので一家内の人々も自然侮辱の態度に出るのです其の頃兄はよく悲觀的の語を發したり　死を語歌するやうな事も云つた「人生遂に無意味なり」と、私も前には古本屋の不正を惡み今又此處の親方の薄情を悲しみ此のやうな人が　人生の勝利者とし て一方に雄飛して居るのかと思ふとなんだか　此の世がつまらなく感じました實業之世界　冒險世界武俠世界を見れば實業界の重鎭なる根津嘉一郎神田鐳藏其他の人物の曲歷をあばき　痛烈に攻擊してありますそして實直な勞働者は是等資本家の權威の下に迫害されて居るのだと思ふと　所謂資本家に對する反抗の念が高まるのを禁じ得ないのです　兄が失望するのも無理はない少年時代は人生の花である　其時に際して毎日無意味な生活をするのはつまらない事だ最少し　有意味の生活をしたいものだと思ひました此の職が私の身體に適へなかつたのか三ヶ月後リウマチスにかゝり　それからは毎日家に引籠り藥を飲み乍ら　古雜誌を讀み耽つたそんな事が長引くので家内は自然不和となり　毎日爭論の絕え間がない私も家に居るのが厭になつたのです　確か八月三十日の夜兄が涼みに出たきり深更になつても歸らない　一夜を不安に明かして翌朝思ひ當る所へ問合せても判明しません　私は失望しました唯一の力と賴み且相談相手を失つたのですからあゝ厭な社會だあの通り氣の小さい兄だ若し自殺でもしたら此家はどうなるのであらう　それにしても兄を家出せしめたのは　誰の罪ぞ、怒る父、泣く母私はもう見るに堪へません　自由の天地に思ふ樣身體を延ばしたいものだ何處か壽に見るやうな　仙境はないであらうかと瞑想に耽つて居る内ふと頭に浮んだのは　伊豆の大島である○○書店に居た時も伊豆七島及び小笠原群島に關する書籍を二三冊讀んだ　長い髮きり〳〵まいて頭に桶を乘せて歩く女、今尙噴火しつゝある三原山、太平洋の怒濤水平線上に屹立する富士の靈峯、全島の常食は甘藷であるけれども人情は　厚く牧畜は盛だとの事何れも自分の理想とする所かういふ島で平和な生活がしたいと　考へて來ると最う矢も楯もたまらない　去年の九月九日の靈前である父の病氣が大部快いので美濃へ仕事に行く事となり　母や妹は停車迄見送りに行つた後で私は家の金參圓餘と兄から讓り受けた　短刀を携帶して家出しました　さあこれから大島へ行くのだと先づ電車に乘つて名古屋迄行き先方に行けば當分活動寫眞等は見られないから　一度見て行かうと世界館に入りました　恰度爆彈と云ふ探偵劇をして居たと記憶します　こゝを出て名古屋驛に行き　折柄の東行列車に乘じ三島に降りる豫定なのを列車が通過してしまつたので止むなく　山北に下車し徒歩して小田原町迄來ました　此處から伊東へ出で汽船に乘つて大島に渡る豫定でしたが　所持金の不足から目的を達する事が出來ないのを知りました　それに足も痛んで來ますし何だか心細くなつたので　一度名古屋へもどろうと山北驛に歸りつきました未だ時間が早いので市街を歩いて居ると　或る文房具店に繪葉書が吊してあるそれを見ると　瀧が澤山あるので一つ見物しやうと谷川に沿つ

て上り右手の谷間を見ると小さな門があり火藥倉庫の標札がありますが左手の番小屋には番人が居ない近所に高い避雷針が立つて居る私はこれを見て非常な好奇心に驅られた近くに人も居ない樣子只聞ゆるものは谷川の流れ門の傍の土手を上り針金の柵を乘り越えて中へ飛び込んだ見ると目前に三つの倉庫が見える即ち第一は火藥使用品附屬器具第二は有煙火藥第三は「ダイナマイト」これだこれを投げつければ轟然たる大音響と共に何物でも粉碎することが出來る、よく活動寫眞でも見た、よしこれを取らうと所持の短刀で壁七に突き立てゝ見たが何の役にも立たない、これでは駄目だと暫く思案したが傍にころがつて居る石を見付けこれを兩手で持ち上げて鍵の上下から叩いて居ると約十分程で鍵はぐら〳〵になつたので、鍵を拔き戸を明けると譯もなくあいた中は眞暗である跳足になつて手探りに進むと突きあたつた所に一箇の大箱があるその蓋を明けると又一つの小箱がある持ち上げて見ると可成重いこれだと風呂敷に包んで外へ出で元の如く戸を締めて再び土手を乘り越え山北停車場に歩を向けたのである夜に次第に更けた十二時四十何分の列車に乘つて名古屋迄歸らう金は一文もない無錢乘車を企てやうと待合室で腰掛け乍ら待つて居る内列車は構内に進行して來た乘り外しては大變だと停車場の傍を迂廻してレールを傳ひ首尾よく客車に乘り込んだけれ共驛員に疑はれ切符の有無を正された末遂に引き下されたのです所持品を取調べらるゝに及んで駐在の巡査に引渡さるゝ事になりました犯罪の原因は色々でしやうけれ共今考へて見るに其の一因は少し世間の狀態を知り初めた少年が一種の僻み心から推斷して餘りに薄情なのを怨み所謂覇肉強食を憤慨した結果極端の方法により強者をくじき弱者を助ける惡い傾的精神が發現したのではなからうかと思ひます。

（大正五年十月十八日）



通信

○廣島便り

○橋本女監取締の勇退

廣島監獄三次分監勤務橋本女監取締は今回家事の都合に依り辭職願出て上司は多年の勤功を賞して特に月俸貳拾圓に昇級せしめ參拾圓の賞與を與へられしが友僚會長石井典獄よりは別に金拾五圓に天賞堂製の徑二寸五分銀杯の中心に女史の定紋八重桔梗を彫り出し外部周圍に橋本女史の功勞を彰表すと云ふ文字を刻したる紀念品を添へ本日高等司獄官舍に會議出席の兩分監長看守部長女監取締列席の上左記の賞狀を授與せり

元廣島監獄女監取締部長　橋本クマ子

女史貴性溫厚にして夙に淑德の譽高く明治二十九年十二月廣島縣監獄署授業手兼女監取締として司獄の職に就てより爰に二十星霜終始一日の如く忠實に恪勤精勵して範を衆に垂れ輿望を荷ひ事務の成績衆群を拔く洵に萬緣叢中の紅一點たり而して今や斯界多事の秋に方り女史の勇退を見る眞に愛惜の情に堪へず然れども女史か有終の美を濟して辭職せるは所謂四時の序功を成すものは去るの聲に背かす豈に父覩賀せさるへけんや爾後鳥を專ら家政に委れ賢母の實績を擧けんとするは更に慶すへきなり茲に友僚相謀り其功績を表彰せんか爲め銀盃一個重に金壹封を贈呈して聊か微衷を表し以て紀念と爲す

大正五年十二月四日

廣島監獄友睦會長典獄從五位勳五等　石井光美

○十勝監獄入佛式

十勝監獄教誨堂は間口八間奥行十三間裕に千二百人を參席し得る宏莊のものなるが從來その設備に欠くるところあるを遺憾とする久しかりしが今回　聖上御即位大典の記念として大谷派本願寺より御本尊木像の寄贈を受けたるを以て新に宮殿須彌壇を作り去る十月二十二日之れが入佛式を擧行せり當日特に本願寺より北海道寺務出張所長長谷得靜師並に鳥毛承事の派遣あり來賓として十勝國內同派寺院住職十數名參列午後一時半各職員並

に住職入堂程なく木島典獄湯口教務主任の先導にて尊像を奉戴せる鳥毛承事長谷師入堂するや各員起立恭しく尊像を奉迎し一同席定まるや湯口教務主任擧式の旨を告げ典獄の諭告文次いで教務主任佛前に進み表慶文の朗讀夫れより導師長谷師により讀經終つて各寺院住職總代典獄已下職員在監者總代の燒香あり續いて長谷師より因果應報に付て約一時間半に亘り教誨あり滿堂九百餘の罪囚感極つて滂泣するもの尠からざりき右了つて退場來賓一同には茶菓の饗應記念の撮影あり一同退散せしは午後四時半なりき

保護

○群馬縣佛教聯合保護會評議員會狀況

十一月十五十六の兩日に渉り前橋監獄内に於て群馬縣佛教聯合保護會評議員會を開催せり、出席したる者前橋各宗協會保護主幹坪井不昧氏外十六名にして西川群馬會長座長に推され佐田聯合會長水野同主事番外として説明する所あり尚第一日には渡邊典獄生三教務主任岩本群馬縣屬等出席し希望を述べられ午後七時に至り閉會第二日は午前九時より開會當日は總裁として三宅知事副總裁として吉良檢事正顯問として渡邊典獄、縣本間理事官、生三教誨師、淺見縣參事會員等出席せらる其際佐田會長より議事の經過に付委細報告する所あり次て總裁副總裁及典獄より訓示希望を述べられ午前十一時三十分閉會したり。

三宅總裁訓示

昨日より開會致しました評議員會の決議事項に付き只今會長より報告がありましたから委細承知しました尚ほ本會々則の一部を改正し又本會と各地の保護會との聯絡を密接ならしむると云ふ意味からして地方部規定を設けられた處が中央部と各會とが御賛成に成り決議されたと云ふことは本會の將來の仕事に就て喜ばしき現象であると思ふのであります御承知の通り此の仕事は他の事業の

如く表面に華々敷く現はれない結果として其効績を顯然ならしむることは出來ないのでありますが、勿論年一年と成績を擧げつゝあるには相違ないが、併しながら此の事業が如何に至難で又諸君が如何に苦心されつゝあるかと云ふことは未だ各地方の人々の頭腦にないのであります私は此の事業の完成を期せんとするには先づ以て各地方の重なる人々の頭に必要至難なることを入れて戴くことが最も必要であつて、之れが又將來に於ける會の發展策であると思ふ御承知の如く聯合保護會の方では人手も少ないのであるから保護を加ふべき者も自ら制限されて居るのであります故に地方部に於て充分なる注意を拂つて引受け保護して下されねと、中央聯合會に於て收容保護しなければならぬものが頗る多くなり、實際を云ふならば聯合保護會に於て引受け保護するよりは、各地方に於て互に聯絡を取り保護を加へらるゝことゝなれば、其目的を遂することが出來得るようになろうと思ひます、是れは地方へ歸住する出獄人が多いから自然の結果でありますが、之れ等の側よりして私は地方の人々に保護の必要を說き其觀念の普及を圖ることに重きを置かなければならぬ、と申した次第であります、即ち此仕事の最後の結末を取るに就ては、何うして地方の人々の働きに依り將來の發展を圖らなければならぬのでありますが、何うか此の仕事に付きましては、中央部と地方部の人々と連絡して互に此の會の發達向上を計られんことを希望致します

尙ほ今回決議されたる各事項を見まするに、何れも必要の事項でありまして、之れに依て見るも前途の仕事は餘程至難であります只洗講丈けしたからとて夫れで宜しいと云ふ譯けには行かない、之れを實現せしむることが肝要であつて又之れを實現せんとするには何うしても各地方人士が此の事業の必須なることを認むると同時に、中央聯合會と地方部保護會との聯絡を密接ならしむると云ふ意味からして地方部規定を設けられた處が中央部と各會とが御賛成に成り決議されたと云ふことは本會の將來の仕事に就て喜ばしき現象であると思ふのであります御承知の通り此の仕事は他の事業の如く、内部の鞏固と云ふことが大切であります

吉良副總裁訓示

私の考へて居ることは既に總裁閣下より仰せられましたから、夫れ以外に私から申上げることもないのでありますが、只今總裁閣下の御言葉の如く、内部の鞏固と云ふことが大切であります

保護會の組織されたのであるから、各地方部保護會が充實して來なければ事業の發達を望むこと出來ない、夫れは地方部に於て彼等の保護に就て直接其衝に當られる處が多いからであります從て地方部の方は其地方部内の人々と共同一致して事に當らなければならぬのは、勿論必要でありますが、更に中央部と各地方部は相聯絡疏通を圖ることが頗る大切であります、夫れは恰も血液が循環す

る如く各部相通じて御働きになられば　ならないと思ふのであります

本縣の保護事業は年と共に進んで參りましたが、前途は尚ほ遼遠であります、まだ〳〵進めなければ保護の目的を達することは出來なのいでありまして、其目的効果を收めんとするには只今閣下の申された如く此事業が地方人士と大なる關係を持つて居るから、皆樣の働きに依て、保護會の人々が如何に活動して居るかと云ふことを地方人士、殊に中流以上の人々に認めて貰ひ又之れを了解さする必要があるのであります、左もないと折角誠意を以て此事業に從事して居つても之を世間に認めて貰ふことが出來ない、此事業の爲め奮闘されるのは皆樣でありますけれとも、其任務を全くするには何うしても社會の人々の援助を求むると同時に世人の誤解を　招かぬ樣にしなければならぬ、誤解は人並外れた行ひをしたとき招くのであるが若し一般の人々に誤解される樣のことがあれば　如何に誠意を以てしたからとて、事業の發達に支障を生ずることゝなるのであります詰り其遣り方の如何と云ふことに意を注いで貰ひたいと　云ふに過ぎないのでありまして、之れは杞憂に屬するかも知れないが折角の仕事を世人より詰らないことを遣てると思はるゝのも、遺憾だと存じまして斯ることを申上たのであります、勿論諸君は熱心に此事業に從事され充分實績をも擧げられつゝあるから、此邊に就ても御考へになつて居ることゝは思ひますが、出席した印に自分の考へを申述べて御挨拶に換へたのであります。

渡邊典獄希望演述

私は監獄當局者として內部より觀察して　此會の効績を認めたことを成績表として御手許へ差上げて置きました、又在監者の減少した狀況や其原因又は出獄者保護上注意すへき　時期等に就きましては意見を印刷に付して皆樣へ提出して置いたのでありますから　御閱讀を煩はしたいのであります。

却說何事も創業することは左程困難ではないが、之を健全に發達し永遠に進歩せしむることは頗る難事であります、殊に免囚保護の如き隱れたる事業に至つては更に其傾きがあると思はれます、一時は甚しき大擧を發して生したかと思ふと早や二三年も　經過するやしない中に何時の間にやら其擧が低くなつて其生したる　子供が何うなつたか分らなくなると云ふ樣な事が往々あるのであります、然るに本縣の保護事業は人の生長する如く年と共に發達し基礎が　益鞏固となると云ふことに就ては私は非常に喜んで居るのであります。地方部各會は年と共に生長するに從ひて昨年より知事閣下を總裁に檢事正殿を副總裁に戴きまして、本會の基礎が確立して來たのでありまず、然るに今回又地方部規程を設け本會と各地方部と連絡疏通を圖り、歩調を一にせんことを決議されたのであります此決議事項が實行さるると同時に本縣の　保護事業益好成績を現はし實に全國保護事業中冠たるを誇ることが出來ようと思ふ　夫れは全く諸君の御熱誠なる結果でありまして、吾々の深く感謝する次第であります、又昨日より種々御協議の末決議になりました事項は只

今總裁、副總裁の方々より御注意がありました如く、皆樣は之れを實行すへき重き任務があるのでありて之れは容易の仕事ではないとは思はれますが　何うぞ相一致しまして豫期の効果を收め而して可憐なる彼等出獄者を救濟することに御盡力を願ひたい

終りに昨日來皆樣が本會議に　御盡力下されたることを喜び併せて總裁閣下及び副總裁殿より御訓示下され、尚ほ他の方々に於て公務御多忙の所を差繰り御臨席下されたことを深く感謝致します

右訓示及び希望演述終て佐田會長より左の挨拶ありたり

只今總裁閣下並に副總裁殿及典獄殿より　御多用中なるにも拘らず御臨席下されまして　有益なる御訓示を賜りたることを深く感謝致します、謹んで御禮を申上げます

吾々一同も及ばずながら御訓示の意を體し　充分活動して斯業の爲めに竭す心掛けであります、併し前途は遼遠であります、此上とも皆々樣より厚き同情を以て親しく御指導を　仰かなければ到底任務を全ふすることが出來ないのであります。

何うか將來は一層本會の爲めに御指導と御援助を賜り度御願ひ致します、茲に一言御禮旁々御挨拶申述べた次第であります。(完)

○免囚の模範

▲僧侶——入獄——僧侶

免囚を待つに危險なりとて社會の同情なき爲め再犯三犯を重ねしめ遂に人一人を臺なしにするは慨嘆に堪へぬ良心に立歸れば敢て憎むべきでない唯社會が彼等を良心に立ちかへらしむべく餘りに冷淡ではあるまいか高知自彊舍の保護に依りて目下立派な人間として活動しつゝある者も澤山あるが中に左の如き模範人物がある聊か紹介して見よう

●生れは高岡某村で○○○○(四八)といふ生臭坊主があつた彼は

○欺詐竊盜八犯懲役三年六ヶ月といふ聞くも恐ろしき惡黨で入監中粗暴、奸惡、憤怒、怨恨等佛家の戒は頓と用がない始末或時看守の隙を見て

▲破獄逃走を企てたことがある、又監房內に於て他囚と喧嘩口論をなし看守に抗辯する等殆んど始末におへぬ故常に

▲獨房生活をなして居るうち或時自分の眼に痲毒をすりこみ盲目とならんとせしこともあつた彼は

▲明治四十年三月十七日刑期を終へて出獄同日

▲高知自彊舍へ入舍した兩留主任は熱心に彼を訓戒したが懲然悟る所あり先非を悔いて再び佛の道

に入り罪亡ぼしをなさんと健氣にも申出でた主任は約一ヶ年の世話甲斐ありしを喜んで彼の意に任せた爾來

▲物換り星移り約一昔の今日彼は圓頂縞衣の善知識となりて某郡某寺に住して天晴

▲よい御住持樣と信用され居れり人心維れ危し一歩の踏ちがへに依りて人は善惡何れの道にも至ることが出來るのである心せよ〳〵（高知慈善衛生新報）



臺灣監獄報

○受刑者の變化　三池監獄在監受刑者曾我芳太郎は十月三十日午後十一時四十分頃掃取夫として進行しつゝある捲綱に連結せる炭函を解除せんとして俱に進行中東六十八片より五十半昇口に橫架しある藥研受け支へ木と炭函とに挾撞せられ頸骨肋骨を擠折し即死を遂げたりと

○受刑者の縊死　山口監獄下關分監在監受刑者片山格次は十月三十日午前五時三十分頃居房裏面窓鐵格子に貸與の袴附着の三尺帶を取外し之を掛け貯水桶を踏臺とし縊首し居るを發見し醫急手當を施したるも蘇生せず本囚は孤獨者にして賴るべき親族故舊等もなき者なれは檢竟是等の爲に悲觀に陷りたるならんと

○受刑者の變死　佐賀監獄在監受刑者河原長三郎は十一月十一日午前一時四十分居房に於て便所木欄の貫に跨り自己着用の三尺帶を欄木上部貫に釣り掛け瘦狀骨と甲狀軟骨の間より兩頭側に繞らし右貫より飛下り縊死を遂げたりと

○女受刑者の縊死　岡山監獄在監受刑者大谷さめは十一月二十五日午後二時十五分頃　居房に於て眼病療養中房内東寢手床上より五尺七寸の高さに附設せる丸鐵ボート　格子窓の竪鐵ボートの下端に貸與の三尺帶と貳個の箱枕を並べ　其上に厠の蓋を置き足繼

と爲し結び付け其下端にて首を結び西向きに　縊死を遂げたり本囚は四ヶ月の短刑期にして　已に刑期も三分の二を經過し工場出業中も老年なるにも拘らず常に作業に勉勵し　平素の行動に於ても擧が異狀あるを認めず病床に在るも悲觀の狀態なかりしに　突如此擧に出でたるは老齡に加ふるに病氣に纏り境遇悲觀の餘りならんと

○受刑者の變死　三池監獄在監受刑者杉本利之助は十一月二十五日午後七時二十分居房内に於て縊死を遂げたり　本囚は偏執狂にして此數日間著しく發作し　監房器具を毀壞し衣服を破る等喧噪狂暴甚しき爲め革手錠を施し注意視察中なりしが　就寢時に際し看守の寸隙に乘じ縊首するに至れるなりと

○受刑者の傷害　山口監獄在監受刑者桑田國太郎は十一月一日午前八時十分絣織工に就業中　無斷自席を離れ貸與せられたる小鉄を持ちて不意に同囚湯木藤一　の席に至り同人の頭部に四ヶ處の切創を負はしめ疾病休業七日間治療日數十四日を　要するに至らしめ藤一は之に對抗し自己使用中の杼を以て　國太郎の頭部に三ヶ處の打撲性挫創を負はしめ疾病休業を要せず　治療五日を要するに至らしめたり　之が原因は前記國太郎と同囚土肥實と互に親交し居りたりしに又他の四人田谷本一なるものと實とが　相接近し親しくせるより爰に國太郎と本一とは互に嫉視するに至りたる　爲めなりと

○在監者の傷害　長野監獄在監受刑者樣尾廣吉は十一月二十日晝間業を終り午後四時五十分より　夜業を開始し他囚八名と共に鼻緒眞樣に　從業中五時七八分頃同囚金子賴信と双方作業用木製

塞を以て立上り樣加害者は　被害者の頭部を毆打し負傷せしめたるものにして其結果被害者は言語を發する　能はざる旨を以て形容にて表示するのみなるを以て參考として　即時同房者を取調べしに就業後兩人は低聲雜話しつゝありしが　足を踏みたりとか踏まぬとか爭論するや否や立上り忽ち一方は負傷して　蹲居し一方は驚愕の餘り一隅に佇立しつゝありし次第なりと申立たり　要するに　些細の原因より意外の結果を惹起したるものに外ならずと

○少年受刑者の逃走未遂　浦和監獄川越分監在監受刑者大岡茂ほ十一月二日强盜餘罪に關し自首書を出し出廷の爲め　同日午前七時三十分出發護送の上檢事の取調を受け　歸監の途中午後三時二十五分頃川越町電車停留場にて下車し徒歩歸監せんとし　同場に下車したる際本人の衣類の裾垂れたるも手錠及捕繩を　施しありて自由ならざるを以て戒護者は之を端折り遣らんとする　刹那捕繩の繩尻を振り離し突然逃走し約十間程行きたるを　戒護者は直ちに取押へたりと

○受刑者の逃走　新潟監獄在監受刑者穗刈嘉端は十一月十九日午前十一時三十分頃工場より　教誨堂へ縲込みの際看守の隙を窺ひ巧みに隱遁し遂に逃走したりと　其方法は當日午前十一時には慥かに晝食事を爲したるのみならず　其後上圍したることも看守に於て認め居り夫れが爲め　數分遲れて工場を繰出したるものなれば午前十一時三十分頃其の途中に於て　見張看守の隙を窺ひ列外に出で一時形跡を晦ましたるものと思料せらるゝに依り　構内外の見張

勤務を增加し一方各建物の屋根裏床下井戶便所等搜査したるも日中は遂に手掛りを得ること能はず引續き搜査中なりと動機として は入監以來別段異りたる狀況なきも八年の刑期は長しなど口外せしことありしとのことなれば或は其等の關係より一時に思ひ出したるならんと其後本囚は同二十二日同縣與板警察署の手に逮捕せられたり

○刑事被告人の逃走　廣島監獄吳出張所在監刑事被告人永田政一同北野管太郎の兩人は十一月二十日午前九時十五分頃監房檢查の際を窺ひ共謀して開放しありし廊下右方入口より共に脫出して寮手に廻り政一は管太郎の肩を踏臺とし外塀を踰越したる後兵兒帶を塀に投げ掛け管太郎をして之に縋りて同じく踰越せしめんと試みしが早くも發見せられ果さず政一は其場より逃走したるも追跡の上同日午前十時十分頃吳市內畑道にて逮捕したりと

敍任

敍正八位　敎誨師（前橋）生三俊隆
敍從七位　看守長（靜岡）今川穎一
同　（青森）笹森堅造
同　（靜岡）白土壽則
同　（東京）小野賢次
給八級俸　看守（同）上田萬登治
任看守長給十級俸東京監獄勤務ヲ命ス　看守長（三池）高內眞賢
給五級俸　看守（沖繩阿波連本秀
任看守長月俸十九圓五十錢給與沖繩監獄勤務ヲ命ス　看守長（甲府）酒井二郎
敍正八位



會報

○監獄協會々報

○茶話會

十一月十八日（第三土曜日）午後二時より本會樓上に於て茶話會を開催す會員は例刻を以て續々參會あり本日の講演は大審院判事磯谷幸次郎氏にて氏は「英國に於ける幼年監獄」と題し嘗て同地出張中親察せられたる幼年囚處遇及び敎化の要領に關し詳細に演述せられ大に斯道從事者の爲めに裨益を與へらる講演は約二時間にして午後四時滿堂拍手の中に降壇せり別室に於て茶菓の饗應あり一同驩談を交へ同五時半散會す當日出席者の氏名左の如し（典獄會議の爲め會同せる全國監獄典獄は岐阜を除き全員出席せるも氏名は省畧す）

求	檜松	梶間織次郎	大塚安太郎
松島與三一	小舖房吉	中村友八	饗田長平	酒井義盛
羽柴鶴之助	林定弘	高橋健	土倉昌空
中谷一夫	桂晃靜	高橋義治	勝水淳行
黑田源太郎	宮崎吉次	田野政吉	金子三郎
和田太郎吉	毛利榮敎	平野元三郎	津久井作司
家田憲法	橋本半七	竹內篁一	山本彌四郎
坂井列	五島民次郎	田中瀧藏	關毅
平島政次	宇野隼太	長山始	小須田今朝治
秋山太郎	坪山正右衛門	鳥谷與三	松田正壽
東山憲雄	磐井宗成	松野長太郎	北原金三郎
板垣時郎	塚本好順	田中覺三	增子賢悳
飯島藤作	渡邊圓流	龜田深藏	山內來吉
長尾進	古矢喜助	峰岸邊	藤井憲照
河邊湛然	大場正雄	上野泰吉	高木安次郎
仁科正枝	飯塚彌三九	本間勘吉	正岡豐市
新井蔑敎	前山三之助	長谷川鐘太郎	鈴木長次郎
永田芳雄	江村繁太郎	關口毅	武田又市
森田曆藏	永田庄助	井上榮次	畠山雲平
藍澤雅雄	千葉啓次郎	伊勢谷常三郎	柾谷種吉
淺岡德三郎	根津鹿之輔	石川亥之松	和田岩雄
渡部誠一郎	渡邊理一	橋井吉治	雨村信七
松野八藏	高田利八郎	渡邊元太郎	松山邦助
伊藤忠次郎	野村要太郎	井上金次郎	賀島文太郎

岡村　遙太　鎌田　政邦　花村　清市　鏡輪市太郎
寺澤　政郎　藤野　秀實　宮崎　德安　柳田勘四郎
細川　嘉吉　那須　友次　内田　敬次　高野直四郎
安原　亮治　北島　眞吉　渡部　新平　島田　榮造
山口　知信　秋元源次郎　赤城　一雄　眞木　喬
谷田　三郎

○典獄會議

本年の典獄會議は十一月十八日より本會樓上に於て開會せり其日程左の如し

十一月　十八日(土)午前十時監獄局長訓示
監獄協會茶話會(午後)
同　十九日(日)休會
同　二十日(月)午前十時司法大臣訓示
會議(午後)
同　二十一日(火)午前十時會議　會議(午後)
同　二十二日(水)午前十時會議
會議　司法大臣招待會(午後)
同　二十三日(木)休(祭日)
同　二十四日(金)午前十時會議
監獄協會總會　監獄協會輔成會招待會(午後)
同　二十五日(土)築地本願寺追弔會
會場　監獄協會
控室　監獄協會　但隨行員控室は本省

前記日程の外十九、二十三兩休日を以て谷田監獄局長及山下營繕課長の典獄に對する個人會ありたり尚司法大臣の訓示は先例に依りて便宜論說欄に揭けたり谷田監獄局長の演說は次號誌上に登載すへし今回の典獄會議に於ける諮問事項及び注意事項は左の如し

諮問事項

一、刑期一年以上ノ懲役囚ハ分類的累進ノ法ニ依リ之ヲ處遇セントス是ニ對スル意見ヲ問フ

二、在監者作業時間ヲ左ノ如ク改正セントス之レニ對スル意見ヲ問フ

一月　七時三十分間
十二月
二月　八時三十分間

十一月　八時間
十　月　九時間

三月　九時三十分間
九月
七月　十一時間

三、作業ノ奬勵方法就中食糧ノ特別給與ヲ以テ奬勵方法ト爲ス場合ニハ如何ナル標準ニ依ルヘキ乎之ニ對スル意見ヲ問フ

四月　十時三十分間
八月
六　月　十一時三十分間

四、看守給與ノ供用期間ヲ左ノ通リ改正セントス之ニ對スル意見ヲ問フ

改正		現行	
冬服	一組　二十四箇月	冬服	二組　三年
			但初年一組ヲ給シ滿一年ヲ經テ猶一組ヲ給ス
夏服	二組　八箇月	夏服	二組　八箇月
			但本令施行ノ際給與スル者竝ニ新任者ニハ二組ヲ給シ次年以降ハ每年一組ヲ給ス
甲種	外套一個　三十箇月	甲種外套	一個　二年
乙種	外套一個　三十箇月	乙種　外套一個	二年
帽	一個　十八箇月	帽	一個　一年
日	覆一個　四箇月	日	覆　一個　四箇月
長	靴一組　十二箇月	長	靴　一組　一年
短	靴一組　六箇月	短	靴二組　一年
下	襟一個　一箇月	下	襟二個　二箇月
手	套一組　三箇月	手	套二組　六箇月
靴	下二組　一箇月	靴	下二組　一箇月
冬繒袢袴下一組	四箇月	冬繒袢袴下二組	八箇月
夏繒袢袴下一組	二箇月	夏繒袢袴下二組	四箇月

五、典獄ノ事務檢閱ニ關スル項及ヒ期間ヲ左ノ通リ定メントス之ニ對スル意見ヲ問フ

每月檢閱スヘキ物件竝ニ帳簿

一、現金
一、有價證券竝ニ保管證書
一、預金通帳
一、郵便切手端書
一、在監者ノ食糧米麥菜品
一、現金出納簿
一、歲入金調定原簿
一、未收入金整理簿
一、領置金基帳
一、領置金收受簿
一、保證金及假留金受拂簿

三ケ月每ニ檢閱スヘキ物件竝ニ帳簿

一、特別領置物品
一、戒具
一、工場內ノ器具器械
一、度數超過ノ爲メ發受ヲ許サザル信書
一、領收簿
一、仕拂精算簿
一、概算渡整理簿
一、歲出過誤拂金整理簿
一、歲出現金仕拂整理簿
一、物品出納簿
一、郵便電信書留簿
一、直營工事整理簿
一、賃算差引簿
一、製材帳
一、常傭職工人夫出面帳
一、作業原簿
一、受付日誌
一、往復件名簿
一、現金前渡整理簿
六ケ月毎ニ檢閱スヘキ物件竝帳簿
一、雇用獄用竝ニ作業物品（毎月竝ニ三ケ月毎ニ檢閱ノ物品ヲ除ク）

一、領置品（遺留品共）
一、假留品
一、建造物竝ニ附屬物
一、半額乘車鐵道通券
一、保存文書
一、不用物品
一、官吏身分帳簿
一、在監者身分帳簿
一、懲罰簿
一、接見簿
一、在監人名簿
一、入監簿
一、出監簿
一、共犯名簿
一、病床日誌及死亡帳
一、調治簿
一、種痘簿
一、健康診斷簿
一、教誨原簿
一、教育簿
一、假出獄者行狀調査簿
一、紛失品書留簿

一、拾得品書留簿
一、官有財産簿
一、不用物品書留簿
一、即時拂物品書留簿
一、遺留金書留簿
一、領置品基帳
一、假留品書留簿
一、遺留品書留簿
一、特別領置品書留簿
一、差入物品交付簿
一、保管證書受拂簿
一、放免屆簿
一、倉庫簿
一、其他諸帳簿

備考

一、金員物品證券竝ニ建物等ハ現在高ト帳簿上ノ現在額トヲ對照シ金庫倉庫竝ニ貯藏所內ノ整否保管ノ適否ニ就キ調査シ猶ホ必要ト認ムルトキハ他ノ諸帳簿竝ニ證憑書ト對照檢査ス
一、帳簿ノ檢査ハ前檢査以後ニ於ケル出納竝ニ記帳ノ適否誤脫ノ有無等一切ノ關係證憑書竝ニ他ノ帳簿ト對照シテ之ヲ爲ス
一、檢査ノ顚末ハ典獄自ラ之ヲ檢査簿ニ記入ス
一、檢査ノ部下ノ職員ニ命シテ代テ之ヲ爲サシムルコトヲ得但現金證券其他必要ナル物品帳簿ノ檢査ハ此限ニ在ラス

注意事項

一、從來典獄會議ニ於テ指示又ハ注意セシ事項ニシテ實際上施行セラレサルモノ少カラス右指示又ハ注意事項ハ普ク部下吏員ニ告知シ之カ勵行ヲ期スヘキ樣特ニ注意アランコトヲ要ス

二、典獄ハ監獄各般ノ事務ヲ檢閱シ現金現品ヲ檢査シ且檢閱簿ヲ設ケ檢閱セシ事項ヲ一々記入シ置クヘキ旨ハ屢々注意セシ所ナルモ往々檢閱ノ手續ヲ怠リ又ハ檢閱シタル事項ヲ檢閱簿ニ記載セサル向アリ向後檢閱ノ手續ハ常ニ之ヲ勵行シ而シテ其結果ハ必ス之ヲ檢閱簿ニ記載スル樣注意ヲ要ス

三、吏員ノ敎養竝ニ吏員ニ對スル平素ノ戒飭方ニ付テハ從來屢々注意セシニモ拘ラス依然瀆職又ハ威信失墜ノ事故減少スルニ至ラサルハ頗ル遺憾トスル所ナリ將來吏員ノ敎養及戒飭方ニ付テ

ハ一層ノ注意ヲ要ス

四、看守ノ定員ヲ增加セントスルニハ汎ク本監、分監、出張所ノ事情ヲ通觀シ配置定員內ニテ到底差繰リ配置シ難キ場合ニ限リ增員ノ要求ヲ爲スヘキハ言ヲ俟タサル所ナルニ往々此事ニ留意セス單ニ在監人ノ增加若クハ工事施行ノ理由ヲ以テ直ニ定員ノ增加ヲ申出ツルモノアリ又屢ヲ缺員ト爲シ看守ヲ以テ事務係ニ充當シ因テ生シタル戒護力ノ不足ヲ理由トシテ看守ノ增員ヲ要求スルアリ將來配置上ニ付テハ特ニ注意ヲ要ス

五、上申報告等大臣宛ノ文書ト雖モ其封筒ノ宛名ハ各主管局課長名義トシ又同一官署ニ對シ同時ニ二通以上ノ文書ヲ發スルトキハ之ヲ同封ト爲シ努メテ郵便稅ノ節約ヲ圖ルト共ニ迅速確實ニ到達スルヲ期スヘキコトハ豫テ注意セシ所ナルモ今尙封筒宛名ノ記載ヲ誤マリ或ハ受信局課ヲ異ニスル二通以上ノ文書ヲ漫然同封シ各別便ニ附スルト同額ノ郵便切手ヲ貼用スルモノアリ徒ラニ轉送ノ手數ヲ要スルノミナラス爲メニ要急ノ機ヲ失スル處ナシトセス注意ヲ要ス

六、通信運搬費ハ年々增加シ豫算ヲ超過スル實況ナリ是ハ事務執行上自然往復照會ノ增加シタル結果ナルヘシト雖モ而カモ又發信ニ付テハ一層ノ注意ヲ加フル必要アルヲ認ム假令ハ建築設計ヲ申請スルニ當リ厚紙ノ設計圖ヲ申請書ト同封シ爲メニ多額ノ郵稅ヲ費ス向アリ斯ル場合ニハ宜シク設計圖ヲ分割シテ開封又ハ小包郵便ニ付シ以テ郵稅ノ減少ヲ圖ルヘシ又簡單ノ往復照會ニハ可成端書ヲ用ウヘシ電報文ハ簡略ヲ旨トシ冗句ヲ避ケ長距離電話ハ已ムヲ得サル場合ノ外之ヲ使用セサル等適當ノ注意アルコトヲ要ス

七、典獄管外出張ノ申請書ニ旅程ノ日數ヲ記入セサルモノアリ右ハ明治三十六年四月甲第二七〇號監獄局長通牒ニ依リ必ス其豫定日數ヲ申出ラルヘシ

八、監獄官吏ノ懲戒上申ヲ爲スニ當リテハ明治三十六年三月職參第二四五號通牒及同年典獄會議ニ於ケル指示ニ依據シ事由ヲ詳具スヘキハ勿論ノ處往々不備ノ爲徒ラニ往復照牒ノ煩ヲ重ヌルモノアリ素ヨリ多數ノ事案ニ付悉ク遺漏ノ事例ヲ擧クル能ハサルモ就中其重ナルモノヲ摘示スレハ「犯行ノ用ニ供シタル利器ノ出所、包藏ノ徑路、器具器械ノ點檢、身體及監房檢查ノ方法時機、墻壁ノ構造高サ、踰越ノ手段、看守ノ懲戒程度等ヲ記載セス或ハ記載スルモ簡ニシテ要ヲ失スルモノ」多シ注意ヲ要ス

九、監獄ノ非常事變又ハ世評ニ上ルヘキ事項ハ最モ迅速ニ之ヲ報告スヘキ旨屢々注意シアルニ拘ハラス尙之ヲ怠リ又ハ甚タシク遲滯スル向少カラス殊ニ在監者間ノ傷害事件若ハ看守ノ瀆職又ハ威信失墜事件ノ如キ往々其報告ヲ等閑ニシ新聞紙又ハ在監者ノ情願等ニ依リ之ヲ知得スルカ如キコトアリ右報告ニ付テハ將來一層注意ヲ要ス尙定期ノ報告調書ノ進達等ニ付キ亦同シ

十、火災ノ場合ニ付テハ豫メ一定ノ消防規程ヲ設ケ一般吏員ヲシテ其旨趣ヲ知悉セシメ每月實地演習ヲ勵行シ時ニ非常召集ヲ試行シテ平素ノ訓練ヲ怠ラサランコトヲ要ス

十一、逃走事故ノ防止方ニ付テハ從來屢々注意スル所アリシモ尙該事故ノ續出スルハ實ニ遺憾トスル所ナリ而シテ其逃走スルニ至ル原因ヲ調查スルニ主トシテ紀律弛緩、訓練不周到ニ職由ス平素思ヲ此ニ致シテ十二分ノ注意ヲ加フルヲ要ス

十二、監獄ノ長在監者ニ面接スルニハ豫メ其ノ面接日ヲ定ムヘキ旨ハ監獄法施行規則ニ規定アリ又從來此點ニ付注意シタルコトアルニモ拘ハラス今尙之ヲ勵行セサル向アリ曾ニ規定ニ違反スルノミナラス却テ面接ノ遲滯ヲ招クニ至ル事實ナシトセス仍テ面會日ハ必ス之ヲ定メ且ツ勵行スルヲ要ス

十三、在監者ニ對シ累ネテ懲罰ヲ科シタル場合ニ

於テ其懲罰期間カ前後通算該懲罰ニ付監獄法ノ定メタル長期ヲ超ユルモノハ縱令被罰者ノ健康上執行ニ差支ナシト認メタルトキト雖モ引續キ執行スルコトヲ得サルモノトス

十四、假出獄ニ因リ釋放セラレタル者刑法第二十九條第一號乃至第三號ニ該ルコトヲ知リ監獄法施行規則第百七十五條ニ依リ之カ申報ヲ爲ス場合ニハ大正四年二月典獄會議ニ於ケル注意事項第二十二項ノ外仍ホ本人ノ性格來歷及假出獄取消ニ對スル意見ヲモ記述スルヲ要ス

十五、認可ヲ經タル作業ト同一種目ニ屬スル作業假令ハ機織ノ種目ニテ絹織ノ認可ヲ經タルニ於テハ木綿織、足袋底織、綿縫織ト雖モ同一機工中ナルヲ以テ典獄限リ隨時施行シ得ラル、樣解セラルヽ向アルモ作業ノ內容即チ施業ノ方法受負者等ヲ異ニスル場合ハ更ニ認可ヲ經ヘキモノトス

十六、試業ノ名ノ下ニ認可ヲ經サル受負作業ヲ繼續シテ施行セラルヽ向アリ試業ハ凡ソ二ケ月ヲ限度トシ其以上ニ渉ルトキハ成規ノ手續ヲ履行スル樣注意ヲ要ス尙現ニ二ケ月以上ニ渉リ認可ヲ受ケスシテ施行セルモノアラハ此際速ニ認可ヲ申請セラルヘシ

十七、認可ヲ受ケタル受負作業ノ契約ヲ更改シ受負工錢額ニ變更ヲ來シタルトキハ其旨ヲ申報スルト同時ニ受負作業契約書竝ニ工錢表寫ヲ申報書ニ添附スヘシ

十八、認可ヲ經タル作業ヲ廢止シタルトキハ監獄作業規程第二條ニ依リ申報セラルヘキ筈ナルニ休止等ノ名目ノ下ニ申報セラレサル向アリ整理上差支フルニ付一旦廢止シタルトキハ其都度申報スルヲ要ス

十九、作業器具器械及素品ノ購買ニ就テハ作業施行程度ニ隨伴セサルヘカラス然ルニ實際ハ多量ニ購買シ其處置ニ窮スル向ナシトセス作業ノ程度ヲ考量シ實際ノ必要ニ應シテ購買スルノ注意

ヲ要ス

二十、作業製品ニ就テハ豫メ販路ヲ求メ取捌ノ方法ヲ講シ置クヘキ筈ナルニ往々其ノ注意ヲ缺キ素品ノアルニ任セ徒ラニ製作ヲ命シテ後ニ至テ製品ノ始末ニ窮スルカ如キ事跡アリ將來官司業ノ施行上特ニ注意ヲ要ス

二十一、評價委員ニ於テ製作品ノ評價ヲ爲シタルトキハ當該評價委員ヲシテ製作原簿備考欄ニ捺印セシメ評價ノ事實ヲ明確ナラシムル樣取計フヘシ

二十二、各個人ニ製品ヲ販賣スル場合現品ノ交付ハ現金ト引換ニスヘキハ勿論ナルモ事情已ムコトヲ得スシテ代金納付前現品ノ交付ヲ爲ス向ナシトセス甚シキニ至リテハ未タ賣却決議ヲ爲サヽル前現品交付濟トナリ居ルモノナシトセス此ノ如キ取扱ハ曾ニ違法タルノミナラス整理ヲ紊シ不都合ヲ生スルニ至ル虞ナシトセス現品交付ノ時機ニ付テハ特ニ注意ヲ要ス

二十三、在監中ニ給與セル作業賞與金大正四年度ノ實費ヲ調査スルニ各監獄間ニ於ケル支出額ニ著シキ多寡ノ相違アリ該賞與金ハ出獄後自活ノ資ニ充ツル目的ヲ以テ出監ノ際給與セラルヽ主旨ニ外ナラサレハ在監中ニ郵券其他ノ物品購入ノ爲メ給與スルコトハ極メテ必需ノ場合ニ限ル樣注意ヲ要ス

二十四、本分監ノ間ニ於ケル歲出豫算配賦方權衡ヲ失スル向アリ就中修繕費ニ付甚シキモノアルヲ見ル豫算配賦ノ際充分ノ調査ヲ遂ケ不權衡ノ嫌ナキ樣注意アルコトヲ要ス

二十五、仕拂豫算各目流用屆事由ノ記載方簡ニ失シ要領ヲ得サルモノアリ具體的ニ記載スルヲ要ス

二十六、送金ニ對スル仕拂通知書ヲ各債主ニ送達スル場合債主所在地ノ分監又ハ出張所ヲ經由スル向アリ爲メニ債主ハ一々經由廳ニ印章持參出頭ノ上之ヲ受領シ更ニ金庫ニ至リ現金ニ引換ヲ

要スルコトヽナリ債主ト經由廳ト共ニ迷惑勞ナカラサルニ依リ將來ハ直接債主ニ郵送スル樣取扱ハルヘシ

二十七、競爭ニ付シタル一廉千圓未滿ノ物品購入ニ關スル契約書、公告書ノ類ヲ證明上會計檢查院ニ提出スル向往々アリ右ハ其必要ナキニ付將來提出スルニ及ハス

二十八、收入官吏ニ於テ歲入金ヲ領收スルハ現金即納ノ場合ニ限ルヘキ筈ナルニ往々豫メ納期ヲ定メ納入告知書ヲ發シ收入官吏ニ現金ヲ納入セシムル向アリ將來ハ斯カル取扱ヲ爲サヽル樣注意ヲ要ス

二十九、收入官吏ニ於テ領收セシ收入金ハ明治二十二年大藏省令第十三號出納官吏現金取扱規則ニ依リ取扱フヘキハ勿論ニシテ右收入金ハ同規則第十五條、第十六條ノ制限ニ從ヒ金庫ヘ拂込ムヘキ筈ナルニ其制限額ヲ超過スルモ尙拂込ヲ爲サヽル向ナシトセス右ハ違法ノ取扱タルノミナラス不都合ヲ釀生スル原因トモ相成ヘキニ付規定ノ通リ勵行スル樣注意ヲ要ス

三十、現金出納簿ノ補助簿ヲ見ルニ收入金一ケ年ノ取扱高僅々二三件ニ過キサルモノアリ右ノ場合ハ補助簿ヲ省略スルヲ可トス

三十一、需用物品ノ購入代價仕拂延滯セル向往々アリ就中分監ヨリ遞送ニ係ル納品代價請求書ニ對シテハ往復ニ日子ヲ要スルヲ以テ特ニ敏捷ニ取扱ハシムル樣注意ヲ要ス

三十二、物品ヲ購入スル時機ニ付テハ大ニ注意ヲ要スヘキハ勿論ニシテ就中在庫品拂底シ急遽ニ購買ニ着手スル爲其時機ヲ誤リ數回競爭入札ニ付スルモ豫定價格ニ達セス一時隨意契約ヲ以テ購入スルノ已ムコトヲ得サルニ至ル事例アリ如此取扱ハ妥當ヲ失スルノミナラス經濟上ニモ不利益ナルコト言ヲ俟タス故ニ物品購買ニ付テハ克ク倉庫現在高竝ニ使用數ヲ調查スルハ勿論仔細ニ購買ノ時機ヲ考慮シ經濟上不利益ナキ樣注

意ヲ要ス

三十三、看守被服用絨地白雲斎類ヲ多量ニ翌年度ニ持越ス向アリ給與數ノ調查粗漏ノ結果ト認ム調查ノ際十分ノ注意ヲ要ス

三十四、拳銃ノ實包保管宜シキヲ得ス他雜品ト共ニ戶棚ノ抽斗又ハ箱ノ中ニ混入セル向アリ斯ク如キ危險物ハ平素藏置ノ箇所ヲ特定スル等保管上特別ノ注意ヲ要ス

三十五、在監者ノ被服臥具類就中綿ノ整備不充分ニシテ多量ノ古綿ヲ倉庫內ニ堆積スルモノ少カラス使用方法ヲ講究シ整理スルヲ要ス

三十六、供用命令票ニ依リ供用中ノ物品ニシテ供用者ノ交替セシトキト雖モ前任者ニ對スル命令票ノ儘ニ付シアル向往々アリ右ハ責任ノ區分上後任者ニ對シ規定ノ手續ヲ爲スヲ要ス

三十七、物品ノ交付ニ就テハ從前ハ物品擔當者ノ制アリテ日々物品ノ受拂ヲ記帳シ物品出納簿拂出ニ對スル消費高ヲ證明シ得タルモ現行規程ニ在リテハ物品會計官吏ヨリ直ニ交付スル振合ナルヲ以テ其交付物品ハ帳簿上直ニ消費セシモノトナリ日々ノ消費高ヲ見ルコトヲ得ス從テ右交付方ニ就テハ愼重ノ注意ヲ要スルハ勿論其用途ヲ考慮シ可成消費量ニ制限ヲ附シ一時ニ多量ノ物品ヲ交付スルカ如キコトナク特ニ石炭木炭等日々多量ニ消費スルモノニ付テハ日々ノ消費量ヲ限定シ濫用ノ弊ヲ生セシメサル樣注意ヲ要ス

三十八、監獄職員ニ交付スヘキ消耗品ハ總テ一旦主席看守長ニ交付シ居ル向アリ右ノ如キ取扱ハ失當ニ付直接需用者ニ交付スル樣取扱ハルヘシ

三十九、倉庫又ハ物置內ニ於ケル物品ノ整理方ニ付テハ昨年二月典獄會同ノ際注意スル所アリタルモ今尙其配列整齊ヲ缺キ甚タシキハ米麥ト在監人ノ被服臥具ヲ同一場所ニ藏置スルカ如キ或ハ倉庫及物置ノ狹隘ヲ訴ヘツヽ其半面ニハ受負人ニ倉庫物置ヲ貸與シアルカ如キ事實之レナシトセス將來ハ斯ル取扱ナキ樣注意ヲ要ス又倉

庫內保管ノ物品受拂ニ付テハ其ノ品目數量ヲ明示スヘキ受拂表ヲ掲示スヘキ旨注意シアリ又物品檢收簿ヲ設ケ檢査ノ精確ヲ表明スヘキ筈ナルニ未タ實行セサル向アリ將來ハ之ヲ勵行セラルヘシ

四十、不用物品ノ保管方ハ兎角粗略ニ流ルヽ嫌アリ常ニ再用シ得ルモノト再用シ得ラレサルモノトヲ區分シテ保管シ再用シ得ラレサルモノハ時々處分シ各係ニ於テ生スル不用物品ハ速カニ物品會計官吏ヘ引繼カシムル樣注意ヲ要ス

四十一、現金出納簿ト收受簿ト受入日ノ一致セサルモノ又ハ收受簿ニ本人ノ認證ナキモノ往々アリ注意ヲ要ス

四十二、年度末日現金物品及領置物品ノ定期檢査ハ形式ニ流レテ殆ント檢査ヲナシタル事實ナキヤヲ疑ハシムル向アリ又物品竝ニ保管證書ノ出納檢査及ヒ歲入歲出外現金ノ下檢査ニ就テモ同樣ノ嫌アリ甚シキハ檢査濟ノ證印ナキモノ或ハ又當該年度末日附ヲ以テ檢査濟ヲ證明セシ向アリ右ハ責任解除トナルノ要件ニ付斯クノ如ク形式的ニ流レサル樣注意ヲ要ス

四十三、醫務所備付ノ醫療器具器械類ノ手入不充分ノタメ往々錆ヲ生シ又劇毒藥保管方粗漏ノ向アリ器具器械類ハ平素手入ヲ怠ラス且總テ保管上ニ付テハ粗漏ニ失セサル樣注意ヲ要ス

四十四、藥品及醫療器具ノ購入申請ニ付テハ左ノ點ニ注意スルヲ要ス

イ、指定以外ノ藥劑（試藥、診斷用藥品ヲ含ム）又ハ醫療器具ニハ其用途ヲ詳記スルコト

ロ、試藥、診斷用藥品及醫療器具ニシテ次年度內所要ノ品目ナキトキハ其旨報告スルコト

四十五、監獄統計小票ノ作成上左記事項ニ付注意ヲ要ス

イ、不動文字ニ依リ指示シタル事項ニ記入ヲ爲スニ當リ定式ニ反シ不動文字ノ上ニ小圈點ヲ附スルモノアリ或ハ資格異動欄ニ必要ナキ前

ノ資格ヲ記入シテ圈點ニ代ヘ又ハ圈點ト不用文字トヲ併用セルモノアリ右ハ規定通リ當該不動文字ノ直下ニ朱色ノ小圈點ヲ附スルコト

ロ、病者小票ノ病名欄ニ記入スル病名ハ大正二年司法省訓令第八號病名類別表中分類ニ依ルコト

四十六、初犯トシテ入監シタル受刑者ニシテ再犯タルコトノ分明セシモノニ對シ尙之カ指紋原紙ヲ作成送付シ其後加重刑ノ決定確定スルニ至リテ更ニ其加重刑ト前科トヲ併セテ之ヲ報告スル向アリ甚タ無益ノ手數ナレハ將來如斯場合ハ之ヲ押捺未濟者ト爲シ他日加重刑ノ決定確定シタル上其受刑者ノ指頭又ハ隆線ニ新ナル缺損アルヲ認メタルトキニ限リ指紋原紙ヲ作成送付スヘク然ラサルトキハ新ナル受刑事項ノミヲ報告スル樣注意ヲ要ス

四十七、曩ニ指紋原紙ヲ作成シタル者再犯若クハ餘罪ノ判決ヲ受ケ其罪指紋ヲ押捺セシムヘキ罪質ニ該當セサル場合ニ於ケル各監獄ノ取扱方ヲ見ルニ或ハ其事實ヲ報告セサルモノアリ或ハ之ヲ報告スルモノアリ或ハ有期懲役ニ處セラレタル事實ノミヲ報告スルモノアル等區々トシテ一定セサルモ一タヒ指紋原紙ヲ作成シタル者ノ受刑事項ハ刑法上ノ累犯關係ノ有無ニ拘ラス之ヲ詳悉スルノ必要アルヲ以テ將來如斯場合ニハ之ヲ指紋ヲ押捺セシムヘキ罪質ニ該當スルモノト見做シ曩ノ印象ト差異アルヲ認メタルトキハ更ニ指紋原紙ヲ作成送付シ然ラサルトキハ必ス新ナル受刑事項ノ報告ヲ忽諸ニ付セサル樣注意ヲ要ス

四十八、指紋原紙作成方ニ關シテハ屢々注意スル所アリト雖モ尙左記ノ如キ缺點アリテ規定ノ趣旨ニ副ハサルモノ少カラス畢竟指紋原紙ノ作成ヲ看守ニ一任シ看守長ハ毫モ之ヲ檢閱セサル結果ニ外ナラスト認ム將來必ス看守長ニ於テ正確ノ檢査ヲ遂ケタル後之ヲ發送スル樣注意ヲ要ス

イ、原紙表面回轉印寫ト平面印寫ト其指紋印象ヲ異ニスルモノアルノミナラス甚シキハ指紋印象ノ本人ト全然別人ノ氏名受刑事項等ヲ誤記シタルモノアリ

ロ、原紙表面回轉印象ニ於ケル蹄線ノ數ハ其右方ニ算用數字ヲ以テ記入スヘキ例ナルニ之ヲ記入セス或ハ鉛筆ヲ以テ之ヲ記入セルモノアリ又分類番號欄ニハ記入ヲ要セサル例ナルニ之ヲ記入セルモノアリ

ハ、指紋印象ノ鮮明ヲ缺クモノアルモ備考欄ニ其事由ノ記載ナク其内ニハ故意ニ是等ノ事實ヲ作爲セシニ非サルヤヲ疑ハシムルモノナキニ非ス而カモ之ニ對シ何等ノ注意ヲ拂ハサル向アリ

ニ、外角ノ一個又ハ二個ヲ缺如ナル渦狀紋ニシテ往々之ヲ返戻シテ改寫セシメタル結果其外角判明スルニ至リテ價ノ相違ヲ來スモノアリ

ホ、原紙裏面受刑事項欄ハ縱橫ニ向フ點線ヲ想像上延長シ其交叉ニ依リテ定マルヘキ相當欄ニ遠キ前科ヨリ順次記載シテ現犯ニ及フヘキ例ナルニ其點線ノ間ニ黑線ヲ引キ而カモ其欄廓内ニハ反對ニ現犯ヨリ順次近キ前科ヲ記載シテ遠キ前科ニ及フモノアリ

ヘ、原紙裏面受刑事項欄ニ記載ノ刑期ト出獄年月日トノ符合セサルモノ多々アリ

四十九、本省ニ於テ指紋分類ヲ檢査スルニ當リ渦狀紋ノ下流ト中流トヲ誤レルモノアルヲ發見シテ之ヲ訂正スルコト少カラス要スルニ渦狀紋ノ右側外角ヨリ下出線ニ向ツテ引ク所ノ垂直線ノ正確ナラサルカ爲メ其間ノ線數ニ差違ヲ來ス結果ナルヘシト認ム依ツテ渦狀紋ヲ分類スルニ當リ以上ノ直線ヲ引ク場合ニハ下出線ト直角ヲ爲ス樣特ニ注意シタル上之カ分類ヲ爲スヘシ

五十、出獄人ノ保護事業ニ付テハ近來著シク保護所ノ數ヲ增加シタル事實アルモ其實質ニ至リテハ尙甚々幼稚ニシテ未タ以テ斯業ノ發達ヲ認ムルコトヲ得サル憾ナシトセス殊ニ保護會中何等事業ヲ開始セス又ハ數年前創立セシ保護會ニシテ連年事業ヲ實行セサル向アリ名實相伴ハサルモノ少シトセス將來ハ有名無實ノ保護會ナカラシムル樣指導督勵ヲ要ス

五十一、免囚保護會ノ新設又ハ廢止ノ場合ハ明治四十年一月監甲第四六號通牒ニ依リ其都度本省ヘ報告スヘキ筈ナルニ之カ報告ヲ怠ル向アリ注意ヲ要ス

○贈與金

十一月十四日附を以て元大分監獄看守、長谷部伊之吉氏外十五名に對し本會々則第十一條第一項第五號に依り參圓より四圓迄の金員を贈與せり

○本會總會

本會にては全國典獄の會同を機とし去月二十四日午後一時より總會を開けり先づ谷田會長より別項開會の挨拶を兼ね事務の報告あり眞木理事病氣の爲め會計の報告は書類を以て之に代へたり次に議事の順序なるも議案なきを以て來賓の演說に移り左記鈴木司法次官竝に山岡參事官の演說あり是にて總會を閉ぢ夫れより別席にて來賓に會餐を供し快談數刻の後散會せり當日招待したる重なる人々は司法省高等官一同東京各法衙の長官其他知名の士にして來會者多數頗る盛會なりき本日會場にて會員に配付せる當會の會計報告書左の如し

自大正三年四月
至同四年三月　會計決算報告書

一金六萬五千參百九拾五圓八拾八錢　現金總受高

內譯

金四萬六千九百五圓五錢五厘　前年度ヨリ繰高
金壹萬八千四百九拾圓八拾貳錢五厘　本年度收入高

一金壹萬七千八百參拾六圓七拾錢五厘　總支出高
一金四萬七千五百五拾九圓拾七錢五厘　總殘高

資產之部

一金七萬七百五拾參圓八拾壹錢貳厘　總資產高

內譯

金參萬貳千貳百圓
金壹萬四千九百貳拾貳圓五拾錢
金參百七拾五圓五拾五錢五厘
金六拾壹圓拾七錢
金壹萬九千貳百拾參圓六拾九錢七厘
金貳百七拾圓
金參千七百拾圓九拾四錢

大正三年度收支決算對照表

收入之部

科目	決算額	豫算額	比較
監獄協會收入			
會費	一八、四九二、五〇	二〇、七二五、〇〇〇	減 二、二三二、五〇〇
利息	二、六六八、八一〇	二、三〇〇、〇〇〇	增 三六八、八一〇
雜收入	一、三五〇、五六五	一〇〇、〇〇〇	增 一、二五〇、五六五
合計	二三、五一一、三七五	二三、一二五、〇〇〇	增 三八六、三七五

（會費ノ内譯　有價證券利子入額　一、二〇〇圓　振替貯金利子入額　六〇圓）

支出之部

科目	決算額	豫算額	比較
監獄協會諸費			
事務費	一七、八三六、〇八〇	一九、七五三、〇〇〇	減 一、九一六、九二〇
職員給料及手當	三、七七二、一九〇	二、一三六、〇〇〇	增 一、六三六、一九〇
職員旅費	四三九、二六〇	三〇〇、〇〇〇	增 一三九、二六〇
職員退隱料及遺族扶助料	四五一、〇〇〇	四五一、〇〇〇	
職員賞與金	四八〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	
職員慰勞金	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
職員退隱料及遺族扶助料	一四〇、八〇〇	一五〇、〇〇〇	減 九、二〇〇
職員賞與金	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
職員慰勞金	九三、〇四〇	一〇〇、〇〇〇	減 六、九六〇
雜誌諸費	六、四九二、三五〇	七、三一〇、一〇〇	減 八一七、七五〇
贈與金	二、〇一〇、七〇〇	二、一七〇、〇〇〇	減 一五九、三〇〇
備品費	一、三四五、八三〇	一、二〇〇、〇〇〇	增 一四五、八三〇
圖書及印刷費	二、九八二、八六〇	三、三五〇、〇〇〇	減 三六七、一四〇
消耗品費	二、九八二、八六〇	三、三五〇、〇〇〇	減 三六七、一四〇
通信運搬費	三、三五、八〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	減 七六四、二〇〇
總會費	三、三八、八〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	減 七六四、二〇〇
管繕費	九三、〇四〇	一五〇、〇〇〇	減 五六、九六〇
雜誌諸費	六、四九二、三五〇	七、三一〇、一〇〇	減 八一七、七五〇
贈與金	二、〇一〇、七〇〇	二、一七〇、〇〇〇	減 一五九、三〇〇
雜保護事業諸費	一、六七三、四〇〇	二、一五〇、〇〇〇	減 四七六、六〇〇
練習所諸費	二、〇一〇、八〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	減 八九、二〇〇
圖書館設備費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
合計	一、九一六、九二〇	二、一三六、〇〇〇	減 二、二三二、五〇〇

（雜誌諸費ノ内譯　有價證券利子入額　一、二〇〇圓　振替貯金利子入額　六〇圓）

說明書

本年度豫算ニ對スル決算ノ增減ヲ說明スルコト左ノ如シ

一　實收額ニ於テ會費及利子雜收入等ニ增加セシモ殘囚保護事業

奬勵金ノ下付ナカリシニ因リ減少セリ

一　支出額中增加セシ項目ニ就キ說明スレハ左ノ如シ

事務費中職譯及原稿料ハ賛友叢書及指紋法解說ノ原稿料ヲ要シ報酬及慰勞金ハ本協會ノ職員交選アリ之レニ慰勞金ノ支出ヲ要シ備品費ハ額掛及屛子掛等ノ新調ヲ要シ圖書及印刷費ハ賛友叢書及指紋法解說等冊子印刷ノ必要アリタル等ニ因ル贈與金ハ行政整理ノ結果退職者ノ多カリシニ因ル練習所諸費ハ從來寄宿舍ノ瓦斯使用料ハ生徒ノ自辨ナリシモ本年度ハ協會ヨリ支辨スルコトニ改メタルニ因ル

一　同上減少セシ項目ニ就キ說明スレハ左ノ如シ

事務費中職員給料及手當ハ半額補成會ヨリ支辨スルコトニナリ旅費ハ出張ノ少ナキニ因リ速記料ハ速記者雇入ノ少ナキニ因リ消耗品費竝ニ通信運搬費ハ中央保護會ニ屬スルモノハ補成會ヨリ支拂スルコトニ改メタルニ因ル

總會費ハ本年ハ中央保護會ハ合同開會セシテ以テ同保護會ニ屬スル費用即チ總額內金百五拾圓ハ補成會ヨリ支辨スルコトトナリシニ因ル

管繕費修繕箇所ノ少ナカリシニ因ル

雜誌諸費ハ會員減少シタルニ依リ冊數ヲ減シタルニ因ル

雜費ハ中央保護會ニ屬スルモノハ補成會ヨリ支辨スルコトトナリタルニ因ル

保護事業諸費ハ凡テ補成會ヘ引繼タルニ依リ該諸費ハ補成會ヨリ支辨スルコトニ因ル

議備費ハ臨時支出ヲ要セサルニ因ル

圖書館設備費ハ都合上本年度ハ實施セサリシニ因ル

自大正四年四月
至同　五年三月　會計決算總括報告

一金六萬四千七百七拾九圓九拾七錢　現金總受高

內譯

金四萬七千五百五拾九圓拾錢七厘
金壹萬七千貳百貳拾圓七拾九錢五厘
金壹萬四千八百六拾五圓參拾參錢
一金四萬九千九百拾四圓六拾四錢　總支出高

資產之部　總殘高

一金七萬參千貳百九拾六圓五拾貳錢七厘　總資產高

內譯

金四萬貳千貳百圓
金貳千七拾參圓七拾四錢
金五千六百拾八圓拾四錢
金貳拾貳圓七拾六錢
金壹萬九千貳百拾參圓六拾九錢七厘
金貳百七拾圓
金參千八百九拾八圓拾九錢

大正四年度收支決算對照表

有價證券			
預金	五、八八一、一〇		
振替貯金	六、一〇〇		
現金	一二、一〇〇		
家屋竝ニ附屬物	一八八、二一〇		
電話	一、九九九、八五〇		
備品及圖書	一、二一六、六一〇		
合計	四、一二一、四〇〇		

收入之部

科目	決算額	豫算額	比較
監獄協會收入	一七、三一〇、七九七	一五、八八七、〇〇〇	一、四二三、七九七
會費	二、五四二、八〇〇	二、六七〇、〇〇〇	一二七、二〇〇
利息	一、〇〇四、八三〇	一、〇〇四、八三〇	
雜收入	二八、七〇〇	二八、七〇〇	

支出之部

科目	決算額	豫算額	比較
監獄協會諸費	一四、八五三、〇〇五	一六、八六〇、〇〇〇	二、〇〇六、九九五
事務費	三、五九九、〇一五	三、九八〇、〇〇〇	三八〇、九八五
職員給料	一、八五三、三八〇	一、三八〇、〇〇〇	四七三、三八〇
謄譯及手當	四二六、〇〇〇	四二六、〇〇〇	
稿料及原稿料	二四九、八〇〇	五〇、〇〇〇	一九九、八〇〇
旅費	四五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇	
報酬及慰勞金	四八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三八、〇〇〇
速記料	一七三、一八〇	二〇〇、〇〇〇	二六、八二〇
備品費	九九、九八〇	一〇〇、〇〇〇	二、〇二〇
圖書及印刷費	一九六、二八〇	二〇〇、〇〇〇	三、七二〇
消耗品費	一八〇、五〇五	二〇〇、〇〇〇	一九、四九五
通信運搬費	一、九六〇、六七一	一、九八〇、〇〇〇	一九、三二九
郵便電信費	五四八、九八五	五九四、〇〇〇	四五、〇一五

總會費

科目	決算額	豫算額	比較
營繕費	八六四、九六〇	一五〇、〇〇〇	七一四、九六〇
雜誌諸費	六、七一〇、四二〇	六、七一〇、〇〇〇	四二〇
贈與金	一、四六一、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	六一、〇〇〇
雜費	二三五、三〇〇	二九八、〇〇〇	六二、七〇〇
練習所諸費	二、四三〇、七三五	二、二五〇、〇〇〇	一八〇、七三五
豫備費	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
圖書館設備費	一、〇〇〇、〇〇〇	八四〇、一〇〇	一五九、九〇〇

說明書

一　實收額ニ於テ會費及雜收入等ハ增加セシモ利子ハ預金利率ノ低下セシ爲メ減少セリ

一　支出額中增加セシ項目ニ付キ說明スレハ左ノ如シ

事務費中謄譯及原稿料ハ謄友叢書及雜誌原稿料ノ多キヲ要シ備品費ハ卓子及卓子掛時計等ノ新調ヲ要シタルニ因ル

營繕費ハ物置場壹棟新建シ及客室竝ニ小使室ノ修理ヲ要シタルニ因ル

練習所諸費ハ寄宿舍ノ瓦斯使用料其他諸費ノ多キヲ要シタルニ因ル

一　同上減少セシ項目ニ付キ說明スレハ左ノ如シ

事務費中職員給ハ從來小使給料ノ全部監獄協會ヨリ支出セシ處半額ハ幹成會ヨリ支辨スルコトトナリタルニ因リ旅費ハ出

張ノナキニ因リ報酬及慰勞金ハ報酬ノ少ナカリシニ因リ速記料ハ速記者ノ雇入少ナカリシニ因リ圖書及印刷費ハ印刷物ノ少ナキニ因リ消耗品費ハ瓦斯及木炭等ノ使用ヲ節約セシニ因リ通信運搬費ハ郵便電信發送數ノ少ナカリシニ因ル

總會費ヲ要セサリシハ本年度ニ於テ總會ノ開催ナカリシニ因ル

雜誌諸費ハ雜誌頁數ノ少ナカリシニ因ル

贈與金ハ退職者ノ少ナカリシニ因ル

雜費ハ火災保險料金ヲ低減セシメタルニ因ル

豫備費ハ臨時支出ヲ要セサリシニ因ル

圖書館設備費ハ書籍購入ノ少ナカリシニ因ル

開會の挨拶及事務會計報告

會長　谷田三郎君

閣下並に諸君。此度典獄の會同が催ふされまして全國の典獄諸君が御上京に相成りましたのを機會と致しまして、例に依つて監獄協會の總會を茲に開くことに至りました所閣下並に諸君は非常に御多用で在らせられまする間を御差繰り下さいまして、多數御來臨を賜つたのは、我監獄協會の光榮と致す所で、寔に感謝に堪えない次第でございます。

私は會長と致しまして、例に依つて先づ此監獄協會の仕事の現況並に我監獄協會が希望致して居りまする事柄の大要を述べまして、御挨拶の辭に代へる積りでございます。

監獄協會は會員諸君並に我協會に同情を持たれまして、絕へず御援助を賜はる所の諸君の御後援に依りまして、年々幾分宛の發展を致しまして、幸に目的たる事業の遂行に幾分歩を進めて居りますることは役員たる我々の最も感謝致す所でございます。我監獄協會は素と監獄事業に關係の更員のみを以て主に會員と致して居りましたのでございますが、近頃になりまして監獄當業者の外、尚ほ民間の有志の御方、殊に免囚保護に關係の人々が我監獄協會に加入さるゝことに相成りまして、其結果近年行はれました行政整理の結果で數百名の吏員の減少從つて我監獄協會々員の減少といふ出

來事がございましたにも拘はらず、依然一萬一千何百の會員を有して仕事を繼續致して居りまするのは、是は一つは時運の然らしむる所ではございませうが、一つには又會員諸君、殊に茲に御列席の典獄諸君が我監獄協會の爲めに御盡力に相成つた成績であると認めまして、諸君の勞を多とし、之に對して感謝の意を表する次第でございます。

次に財產の狀況に於きましても、我監獄協會の財政狀態は連年順境に在るのでございまして、今日の所では資產の總額は七萬幾千を數ふるに至りました。此中には茲にございまする此建物などもございまして、金錢、有價證券のみに致しましても五萬に近く相成つたのであります。此協會に於きましては、素と資產が五萬に達するのを理想と致して居りました時代がございました。丁度私共が監獄協會の會員になりました當時が即ち夫れでございまして、其當時の會計主任は五萬圓になるまでは事業は一切やらぬ。五萬圓になつたならば其利息を以て仕事を始めることに致さうといふが如き方針を執つて居りまして、五萬圓々々々といふことを始終口にして、之を理想と仰いで居つたことがございましたが、其後方針を變じまして、我々の此協會は營利を目的とする團體でないことは言ふを俟たぬのである。而して我監獄事業に於きましては種々經營しなければならぬ事があるのであるから、徒らに資本の增殖のみを圖る譯にはいかぬ時々に必要なる仕事は着々之を實行しなければならぬといふのでありまして、資本の增額のみを努める方針は一變致しましたが。幸にして其後の經過に於ては年々千五六百圓乃至二千圓といふものは繰越になりまして、即ち資本の增加を見ることになりまして、今日に於ては只今申しまする通り、以前理想と致して居りました所の五萬圓の資金を兎に角持つに至りましたのは、私共の非常に喜ぶ所でございます。尙ほ會

員諸君も必ず御同感であらうと信ずるのであります。

それから我協會の事業でございまするが、是も相變らず是までの方針を追ひまして、着々其歩を進めて居るのであります。我協會の事業は色々ございまするが主なるものは三つでございまして、其第一は監獄官練習所の經營でございます。是は我邦に官設の司獄官養成所の設がございませぬので、其缺陷を補はむが爲めに、我監獄協會に於きまして司法省の參同を得て、監獄官練習所なるものを設けて、年々四ケ月間、全國の監獄官吏の中より看守長又は看守を此所に招集して、監獄官に必要なる學科を授けて居るのでございます。之が爲めに年々尠くも三千圓以上の經費を要するのでございまするが、此事業は我監獄界に取りましては寔に有益なるものであるといふことを確信致して、數年前より茲に御臨席の小山閣下が監獄局長御在職の當時に之を始めまして、今に至つて引續いて繼續してやつて居るのでございまするが、此練習所に於きまして卒業を致しました者が唯今では六百名以上に上りました。此卒業生等が我監獄事務の實際に當つて居る中樞を爲して居る所の地位に立つて居るのであります。我々の力誠に微弱でありまして、固より監獄官養成に於ても充分の效績を擧げることは少いのでございますが、併ながら我協會の此練習生養成といふことは、監獄の行政事務に於きましては最も大切な源であり、力であるといふことを私共は信じて居るのであります。さうして我邦の監獄事業に幾分の貢献を致して居るといふことを確信致して居るのであります其他の事業と致しましては、我協會は監獄の吏員であつて我協會の會員である所の人で、退職をし或は死亡致しました者に相當の金を與ふることに致して居ります。慰藉の意味を以て、或は慰勞の意味に於きまして金を贈與することに規則が極つて居るのでございます。此規則に依りまして我監獄

協會は年々尠くとも千五百圓程の金を支出致して居るのであります。此結果がどういふ效績を現はして居るといふことは、固より統計等に依つて之を證明するものがございませぬが、併し僅ばかりであると雖も、我協會から與へまする所の贈與金が退職者若くは死亡者の遺族に非常な慰安を與へ且つ一時の急場の難を救ふたといふことは私共の屢々聞く所でございます。それ故に此事業も監獄の吏員の奬勵延いては我監獄事業の消長に直接間接の働を爲して居るものであるといふことは私が茲に斷言致して差支ないことであらうと思ふのでございます。第三の仕事として日常やつて居りますのは監獄協會の雜誌の發行でございます。此監獄協會雜誌は以前から出して居るのでありまするが、どうも內容は貧弱であり、又編纂の體裁も充分宜しきを得ないので、諸君の御滿足を買ふことの出來ないのは我々の寔に耻づる所でございますが、併し我々は絕えず此雜誌の改良に腐心して居るのでございまして、殊に近頃は元我判官で居られました所の北島君を雜誌の編纂の主任と致しまして、着々改良の事に從事致して居りまするから、追々是も面目を改めて多くの人の滿足を買ふに至るやうになるであらうといふことを期待して居るのでございます。實は此雜誌が追々に改良せられて、總ての人に興味と利益を與ふる程度に至りましたならば之を以て大に會員の募集に力めやうと存じて居るのでございます。就中司法部の人に向つて我監獄協會の會員に爲らるゝことを勸誘致したいといふことは、私共が多年考へて居る所でございますが、如何せむ、雜誌が甚だ貧弱でございまして、之を差出しましてもトント顧みる人がないといふやうな譯であつたので、我々の方でも之を差出して會員になつて貰ひたいといふことを申込む勇氣もなく、竟に今に至つて居るのでございますが、先程も申しまするやうに、北島主事は非常に熱心を以て此雜誌の經營に從事

事致して居りまするから、必ずや遠からぬ中に此面目を改めまして、之を以て司法官に會員加盟を勸誘する所の器に相成るであらうといふことを私は期して居るのでございます。

是が先づ我監獄協會の事業の一端でございますが、之を要するに昨年の二月、當所に於きまして總會を開きました以來、我監獄協會の仕事の局面に於きましては大なる變動は無いのでありますが略々前年と同じやうな有樣で進んで今に至つて居るのでございます。今後は此仕事も今申しまするやうに、或は會員の數を多くし、或は又有益なる著書を發行するといふやうな方法に依りまして監獄に關する思想の普及を圖り又監獄に關する知識の向上を計りまして、此事業に貢獻せむことを期して居るのでございます。

此協會の仕事の一つと致しまして、雜誌の外に有益なる文書を發行するといふことは、屢々我々理事者の間に議題と相成つて居るのでございまして、私共も及ばずながら色々苦心を致して居りまするが、どうも適當な材料を得ることが困難であります。諸君も御承知の通り、昨年來在監者の告白等に依りまして、罪人となつた徑路を集めて、さうして一つの書物を拵へました。「迷の跡」と題して、斯の如き徑路に依つて犯罪に陷つたものであるといふことを示して、即ち前車の覆へるを見て後車の覆へるのを戒めるといふ趣旨で書物を拵へましたが、是も幸に多くの人から愛讀せられまして可なり多くの部數が賣れて行くことになつたのでございまするが、引續きまして今度は「迷の跡」の反對に一旦迷つたが其後飜然悟る所あつて改心したとか、其他色々な苦心經營の結果、前科數犯の者か良民に爲つたといふやうな、光明の側の歷史を集めまして、之を出版致す心得で居るのであります。斯樣なことに依りまして、或は通俗的の書物、或は學術的の書物を出して、さうして此事業に貢獻致したいと思ふのでありますが、どうも

學術的の有益な書物、殊に飜譯などに至りましては、譯者其人を得ないとか、色々條件がむづかしいといふことで、諸君の御滿足を買ふ所の程度に至らぬのは寔に殘念でありまするが、此點に於ては今後も我々理事者は最も力を盡して相當な事績を擧げたいといふことを心掛けて居るのであります。

是が大體監獄協會の現狀並に仕事の成績でございまするが、監獄協會の機關組織——といふよりは寧ろ役員に付きましては、昨年此處で總會を催ふしました以來、隨分著しい變動が現はれて參つたのでございます。即ち昨年の會同の當時理事でありました所の人は、多く今日では或は其職を退かれ、或は故人と爲られて此場所に見ることが出來ないのであります。即ち諸君も御承知の通り、昨年の合同の際に理事として此席に居りました所の森典獄は、圓滿辭職をせられましたと同時に我協會の理事の任をも解かれたのであります。それから東京監獄の典獄の木名瀨禮助君は本年に至つて亡くなられまして、同時に即ち理事に更迭を生じたのであります。森君の退職も我事業の爲めには實に惜むべきものでございますが、森君はまだ健在でございまして、現に本日も茲に見えて居るといふやうな譯で、將來とても我監獄協會の爲め、我監獄事業の爲めには間接の努力を吝まれないのでありますが、木名瀨君の死に至つては實に回復すべからざるものがある。是は茲に列席の典獄諸君は同君が如何なる人物で、如何なる仕事を我監獄界に於て爲し遂げたといふことは能く御承知のことでございますから、私は之を繰返しませぬが如何にも是は惜いことである。同君の如く圓滿なる人格は見ることが出來ぬ。又同君の如き手腕を有つて居る典獄は多く見ることは出來ない我監獄の先輩として非常に尊敬致して居りました。又同君も監獄の爲めに努めると共に、我監獄協會の爲めにも努めて居られまして、監獄官練習所の幹事

といふ仕事を引受けて居つて、毎年練習所に參りまする生徒を自分が監督致して居つて、幸に品行其他の點に於て大なる缺點批難が無かつたのでありまするが、此人が本年に至りまして卒然亡くなつたのでございます。是は私は特に此事を報道しまして、同君を追弔するの意を表するの義務のあることゝ心得て居るのでございます。併ながら幸にして老練なる野口君が代つて東京監獄の典獄に爲られ、又多くの點に於て最も修養を積まれた鈴木君、有馬君等が代つて豐多摩、小菅の監獄の典獄に轉任をせられまして、さうして我協會の理事として此仕事を御助けになるといふことになりましたので、今後同君等の力に依つて、我々が協力を致して此仕事に、從事したならば、將來に於て大なる損害を見ることなくして濟むであらうと、斯樣に存じて居るのであります。

以上私は我監獄協會が、現時どういふ狀態であるが、又監獄協會の事業が如何に進みつゝあるか、我監獄協會の職員に於て最近に如何樣な變動があつたかといふことを述べましてございますが、是は寔に概要ではありまするけれども、是に依つて諸君が我協會の現況の一端を御承知に相成ることが出來るであらうと考へます。

此外會計の事に就きましては、いつも例に依りまするが會計主任が別に報告を致す筈でございまするが、會計主任の眞木理事は不幸にして少し病氣で、此頃缺勤を致して居りまするので、今日は特に茲に出て會計の報告を致すことの出來ないのは遺憾でございますが、併し會計の狀態は諸君に御配附致しました所の報告書に依て認めてございまして、收支增減の理由の如きものも終りに概略を書き記してございまするから、是に依つて御一覽あらむことを希望するのでございます。

此外に於きましては別に私が今日諸君に御諮りをせぬければならぬこともないのであります。從つて此總會に於きましても、我々理事者の方面か

ら特別の議案を出しまして、諸君の御評議を願はなければならぬものは無いのでありまするが、併し會員の側から何か協會の仕事に付て御申出がございまするならば、之を議案として爰で評議を致したい積りでございます。

もう是で私の御挨拶は濟みましてございますが、どうか協會の事業も幸に皆樣の御盡力と、又會員以外の方々の同情とに依つて、どうか斯うか餘り退歩することなくして進んで居りまするが、併し斯の如き狀態でいつまでも滿足すべきものでない。我々の監獄事業に於ては爲すべき事業がまだ〳〵山の如くあるのでございますから、どうか諸君も今後一層御勉強下さいまして、さうして我協會を助け、是に因つて監獄事業が益〻振作するやうに御盡力にならむことを希望して止まないのでございます。謹んで今日態々御來會下さいました閣下、諸君に感謝の意を表し、又會員諸君に向ひましては、諸君が健康であらせられて、益〻我會の爲め、此事業の爲めに盡されむことを祈ります。是で御無禮を致します。

○鈴木司法次官の演說

諸君。私は本日の總會を利用致して、輔成會を代表して、諸君に對し御禮を申し、且つ將來の希望を聊か述べやうと思ふのであります。

諸君も御承知の如く、免囚保護の事業を國家事業として經營致しましたことは日猶ほ淺いことである。而して大正二年の行政、財政の整理の爲め、僅か定つて居りました所の經費豫算を削除せられまして、大なる支障を感じたのであります。然るにも拘はらず、稍〻見るべき成績を今日に現はして居るといふ事柄は、一に諸君の御盡力の賜物であると、我等其衝に當る者の深く喜んで諸君に御禮を申さねばならぬことであります。左りながら退いて之を歐米先進國の之に較べて見まするといふと、實に御恥しいことでありまして、殆ど比べ

物にならぬのである。未だ我邦に於ては厚顏しくも免囚保護事業が行はれて居るといふやうなことを口に出すことは出來ない狀態であらうと思ふ。唯あちらこちらに多少の免囚保護事業か始まりつゝあるかの如き臭ひを感するに過ぎないのである。實に免囚保護事業といふものは微々として振はない。從つて此事業を經營して居る者の數が少い所から致しまして、其成績も未だ見るべきのである。現に過日司法大臣から諸君に向つて訓示のありましたる通り、新受刑者の累犯率といふものが年々增加して、今や四割弱にも相當するといふやうな狀態になつて居る。累犯者を減少せしむるの策は單り免囚保護事業に歸せしむるといふことは出來ないのでありまするが、免囚事業の發達は正比例に累犯者を減少する目的であるといふことは、是は疑ひない事實であらうと思ふ。然るに不幸にも統計の示す所に據れば、年々增加して行くといふことは免囚保護事業の必要であるといふに比して、其功績の擧らないといふ事柄が逆比例を爲して居るのである。誠に御同樣に嘆はしき次第であらうと思ふ。どうしても今日の場合に於きましては、免囚保業事業といふものは國家政務の最大急務であらうと思ふ。財政の都合上、今日國家豫算は持ちませぬが、どうかして近き將來に於て之を復活して、以て此事業の振興を圖らうと思つて居るのであります。所が免囚保護事業といふものを營みまするに付て金が無いから仕事が出來ない。斯ういふ風に一概に思ふ人もあるのでありまするが、勿論何事に致しましても事業を經營するといふことに付ては、之に伴ふ經費を必要とするといふことは論の無いことでありまするが、必ずしも金が無ければ出來ないといふものではないと思ふ。聞く所に據れば輔成會は莫大の資金を持つて居る。然るに何事をも爲さない。さうして口に免囚保護事業が衰へて居る。振はないであるといふことを言ふけれども、あの金を散じて以て事業の

振興を圖つたならば、易々として出來るではないかといふ說を爲す者があるのです。併し私の考へまする所に據れば、さういふものではない。輔成會は金持だと人は申しまするけれども、私から見ますれば少しも金は持つて居らない。成程七八十萬圓の元資はありませうが、此元資を投じて仕舞ひますれば過ぐ樣明日から困るといふ譯になる。今日の所に於きましては此元資を利殖して、少しでも財產を掛へて、聽て大に働をしやうと目論見つゝあるのである。今日此事業に投する資源といふものは此元資より生み出す所の利息に依つて支へて居るのであります。其利息たるや極く僅なものである。それでありまするからして金の點から申せば大なる仕事は出來ないけれども、先程申しまする通り、金でのみ仕事をするのではない、金が無くても出來るのである。それは國民全體が各々其心を一にして免囚者を愛護するといふ考さへ持てば、此免囚保護事業といふものは金を使はないでも出來る。社會一般の人間が免囚者を疎外して容れないから、免囚者が再び罪を犯すといふやうなことになる。社會一般が之を容れ、免囚者を愛護するとこふことになれば、必ずしも金を使はないでも此目的を達する方法はある。即ち授くるに職を以てし、與ふるに業を以てする。さうして各自自分と同じ者に看做して之を助ける。又之を助けるの必要を見ると同時に、助けねばならぬ責務が各自に在るといふことを觀念したならば、之を助けるといふことが決して苦しきことでなくして、却て樂しきことであるといふことになる。社會各人が此事業を爲すといふことは己れの責任である。又己れの樂みとして爲すべき事業であるといふならば、金を使はないで此事業を發展せしむることが出來やうと思ふのであります。所が社會公衆が左樣の心を持たぬのみならず、此事業に携つて居る人の中にも何でも免囚保護事業を營むには先に金を集める。勸化帳を出して寄附金を集めらば、厭やながらも再び罪を犯すといふことになる。それでありまするからして職を授けて恒產を得せしむるといふことに致しましたならば、自他共に利益である。手短な例を取つて言へば、工場主は自分の工場に職工として雇入れて其免囚者の生業を得せしめる斯ういふことが必要であらうと云ふ。聞く所に據れば、過般工場法が實施になりまして、工場主が職工の身元調を嚴重にれしなければならぬといふ趣意を穿き違へまして、或府縣に於きましては身元調を行ふに際して前科者であるといふことを聞くと、直ちに解雇して仕舞ふ。大變其事柄が其附近に擴がりまして、免囚者は皆解雇されて仕舞つた。そこで其免囚者は其府縣に居る譯にいかぬから、或は去つて他縣に行く者もあり、或は薄志弱行の輩は直ぐ其地に於て犯罪をするといふ一現象を表はしました。さういふことを聞及びまして、早速當局に相談致しまして、さういふことの無いやうにといふことを此方から申入

る。是が免囚保護事業の最大要務であるといふやうな心得を以て、所謂勸化帳を方々に振廻して、特に免囚事業の必要を說く、斯ういふことになつて居る。右樣である。是では到底社會の多くの人を事業を助けしむるといふ結果は得られまいと思ふ。人情の常として金を出せ〳〵といふことならば、先づ以て進むより退く方が多い世の中である。さういふ方面から其事業を翼贊せしめ、此事業を發展せしむるといふことをせずして、唯免囚者の各々持つて居る所の職務に依つて業を授け、以て免囚者をして生業の途を得せしめるといふことになれば、自然再犯者といふものは無くなつて來る。一旦誤つて法を犯し、牢獄に投せられたる者も、眞心悔悟して再び社會に出る、所が社會が之を容れない。自分は最早惡事は再びしまいと思つた所が、生きて居る間は衣食住の必要がある、其衣食住の資料を社會が與へないといふことであるな

れた次第である。斯樣に免囚者を怖がつて、免囚者を引入れるといふことを避けることに致しますれば、之を極端に申すといふと、是等の者が犯罪人を造ると、斯ういふことにならうと思ふ。それでありまするから金を出せ、品物を出せ、寄附金をしろ、どうしろ斯うしろといふ、物質的の救助を求むるよりは、此免囚事業の必要なる事柄を說いて、さうして免囚者に相當なる職を授ける、業を與へるといふ方針で各人が皆落むといふ思想を養成しなければなりますまいと思ふ。斯樣にして行きますれば免囚事業といふものも左樣苦痛なくして知らず識らず振興の實を擧げることが出來やうと思ふのでありまする。どうかさういふ心持を以て今後諸君に於きましても一人を說き、二人を說き、一村を說き、一郡に及ぼすといふやうなことゝして下されたならば、大に此業も年を積まずして盛大なることにならうと思ふのであります。

それから又諸君が職務を執らるゝに當りまして、再犯者の這入つて來ました時に色々御調べになつて、免囚保護會の執りし方法が宜からざるが爲めに再び犯罪を爲すといふやうな事實を發見されたならば、速に司法省なり、或は輔成會なりに御報告あらむことを希望する次第であります。隨分再犯者を收容なさる當初に於て御調べの結果、保護會が保護をして居つたが、余りに酷なる取扱ひをした、或は保護が行屆かぬとか、或は斯樣、斯くゝの譯があつたから、保護會を飛出して終に再び岐路に立入るやうになつたといふやうなことを能く再犯者が言ふやうなことがある。さういふやうなことを諸君の取調上御承知になつたことがあるならば、早速御報知下されば、之を全國の保護會に通知致しまして、再び左樣なことのなからしむるやうに取計ひをしたいと思ふ。諸君は常に此保護會に付ては御盡力下すつて、各地方々々にありまする所の保護會の事情は能く御承知のことでありまするから、其點に付きましても充分の御注意を爲されることを希望致します。

尙ほ又先程金のことを申しましたが、固より輔成會は金を出さぬとは申さぬのでありまするから、必要なる費用であるならば之を出すことは決して吝まぬ唯先程申しまする如く、金を集めれば保護會の目的は達したかの如く考へて居る會があるやうに聞及びます。成程金も必要でないとは私は申さぬけれども、それでは廣く保護會の事業を贊成する人を求むることがなくなつて來る。何でも金々といふことは止めて、寧ろ各個人の寄附を求むるに急ならずして、必要なることがあるならば輔成會は出來得る丈け其保護はする積りでございますから、どうか諸君も其點は御承知あつて、各關係の保護會に其旨を御傳へあらむことを希望する次第であります。尤も此樣なことに付きましては過般設けました免囚保護の講習會の時にもさういふことは申置いた次第でもありまするけれども、諸君に於きましても充分此點をを御承知あつて宜しく其處置を御執りにならむことを希望する次第であります。

以上私の述べましたやうな趣意に依て、今後一層斯業の爲めに御盡力あらむことを希望致します

○輔成會々報

○其後の加盟保護會

府縣名	稱	所在地	保護方法
新潟	北蒲原郡免囚保護會	北蒲原郡役所內	保護範圍 北蒲原郡一圓

○保護會の改稱及移轉

群馬縣佛敎聯合會は群馬縣佛敎聯合保護會と改稱し又東豫佛敎保護會(愛媛)は新居郡玉津村朔日市善導寺內に靜岡縣佛敎慈善聯合會は安倍郡安東村北安東二百九十七番地に何も其事務所を移轉せり

○會報の發行

本會に於て會報發行の企畫ありしより既に多少の歲月を閱せり唯事情容易に之を許さゞりしが今や機漸く熟し各般の準備略ぼ出來せるを以て來一月には多分其實現を見るならん

司法省監獄公文

○司法省監甲第七〇八號（大正五年十二月六日各監獄局監獄典獄宛監獄局長通牒）

調査上必要有之左記調書毎年一月二十日限リ調製御提出相成度此段及通牒候也

左記

一、十二月三十一日現在建物坪數及間數調

一、翌年度歳出經常部各所修繕費調中本年度ノ經費ヲ以テ修繕ノ箇所調

一、十二月三十一日現在雜給及雜費支出ニ屬スル土地家屋其他借料調

一、十二月三十一日看守給助年金現員現給調

大正何年十二月三十一日現在建物坪數及間數調　何監獄

| 建物構造 | 本坪 | 監何分監何分監何分監何出張所裁判所 | 坪 | 坪 | 坪

○左記會計法規解說は司法省會計課員の談なり

○官吏恩給法上年齡計算方　明治三十五年法律第五十號（年齡計算ニ關スル法律）施行前ハ月ニ依リ計算シ右法律施行後ハ日ニ依リ計算スヘキモノトス何トナレハ明治三十五年法律第五十號施行前ハ月數計算法タル明治六年第三十六號布告ノ適用アレハナリ同布告ニ依レハ自今年齡ヲ計算候儀年幾月ト可相數事但舊曆中ノ儀ハ一干支ヲ以テ一年トシ其生年ノ月數ハ本年ノ月數ト通算シ十二ケ月ヲ以テ一年ト可致事トアリ反之明治三十五年法律第五十號施行後ハ日ニ依リ計算スヘキコトニ改正セラレタレハナリ

何監獄

大正何年十二月三十一日看守給勤年金現員現給調

種別	入員	年額
退職給助		圓
傷痍給助		
死亡給助		
合計		

○勤務演習召集中ノ監獄判任待遇職員ト俸給支給方

豫備後備若クハ補充兵役等ノ軍籍ニ在ル監獄判任待遇職員ニシテ勤務演習ノ爲メ召集ニ應シタル場合勤務上差支ナキ限リ身分ハ其儘差置キ而シテ俸給支給方ハ明治三十七年勅令第二百六號ノ文官ニ對スル規定ヲ準用シ然ルヘキモノトス（明治四十年司法省監丙第四五九號通牒參照）

○俸給給料手當類ノ過渡ト差引整理

俸給諸給ノ類ニシテ會計法第二十三條但書ニ該當スル過渡金ハ定額戻入ヲ爲スヲ相當ノ手續トスルモ俸給給料手當ノ類ニシテ繼續支出スヘキ場合ニハ便宜戻入ノ手續ヲ省略シ後月支給スヘキ金額ニ於テ差引ヲ爲スモ差支ナキモノトス此場合ニハ何月分俸給何々ノ事由ニ依リ金何程過渡ニ付本月分俸給ノ內ニテ之ヲ差引トノ事由ヲ要ス終ニ注意スヘキハ甲年度ニ戻入スヘキ金額ヲ乙年度ノ支給額中ヨリ差引クコトハ爲シ得サルモノトス（明治三十四年司法省會檢甲第一五九號通牒參照）

監獄局長谷田三郎君講述

免囚保護事業に就て

實費金貳拾錢を以て頒つ

本書は免囚保護事業の理論竝に歐洲の先進國に於ける斯業發達の徑路と現時の執務狀態を述べたるものにして所說簡明要約以て斯業の大體を知るに足るへき唯一の敎科書なり而して今や免囚保護の必要漸く社會に認識せられ又數回の恩赦に依て多數の免囚を出し益世人の注意を喚起するに至れり而かも我國從來此種の事業を說明せる書籍に乏しかりき是を以て本會は曩に講者の承諾を得て上梓せる增刷の餘部あるを以て希望者に頒たんとす

財團法人　輔成會

新刊豫告

○勝友叢書第三篇　覺めたる友

在監人看讀用書籍として。「覺めたる友」と題せる冊子は本月末出版すべき都合なり。即ち勝友叢書第三篇にして。編輯調定の勞を執れるは武田憲宏、河野純孝、藤井憲照等諸氏にして。内容は主として出獄者の眞心悔悟せる者に就き其悛改の動機を詳叙せるは勿論。或は同情なき社會人心の冷酷なるを憤り屢次再犯に陷らんとせる際。油然たる良能の發揮に依り光明を長久に保續し得たるが如き。所謂危機一髪の情態を仔細に描寫して之れが境遇の現實を傳へたる者にして。獄窓幽寂の處。恩燈影高き邊。之を精誦せば彼等の靈性を感動せしむること多大なるものあるを信ずると同時に。一般社會の人士に在ても讀んで修養の資たるを疑はず。

監獄協會

大場法學博士校閲　根本顯太郎著　菊判百五十八頁　插圖百九十五個　實費金三十六錢　郵稅共

指紋法解說

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明カナリ

法學士　廣中佐兵衛述　菊判百三十五頁　實費金二拾四錢　郵稅共

貧民制度並ニ救濟事業

著者ハ多年意ヲ社會救濟事業ノ研究ニ潜メ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ本書ヲ編述ス本邦未タ救濟事業ニ關スル著書ニ乏シキ此際必スヤ讀者ヲ稗益スル所尠カラサルヘシ右兩書ハ本會此種智識ノ普及ヲ圖ル爲メ特ニ實費ヲ以テ同好ノ士ニ頒ツ

監獄協會主事　北島良吉著　△再版出來

法窓隨筆

總クロース金文字入　定價郵稅共金五拾錢

監獄協會

稟告

本會雜誌編輯に付ては從來會員諸君の多大なる援助を蒙り毎次重要なる資料を續々御寄送被下感謝此事に奉存候然るに近く輔成會に於ても雜誌を發刊可致都合なるを以て諸君よりの寄稿にして記事の保護事業に關係あるものは編輯部に於て取捨撰擇の上同誌に登載可致候に付御諒知置有之度候

大正五年十二月

監獄協會

會費ヲ振替貯金ヘ拂込マルヽ場合ノ注意

口座番號	東京貳五〇五九番
加入者氏名	監獄協會

大正五年十二月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區笄町二十六番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第貳拾九卷第十二號）（大正五年十二月二十日發行毎月一回二十日發行）